

高知市事前復興まちづくり計画
復興基本方針

目次

第1編 総則	1
第1章 事前復興まちづくり計画の策定にあたって.....	1
第2章 事前復興まちづくり計画の位置づけ.....	11
第3章 事前復興まちづくり計画の構成.....	13
第2編 高知市の現状と課題	15
第1章 南海トラフ地震の被害対策.....	15
第2章 人口の現状及び将来の見通し.....	19
第3章 産業への影響.....	22
第4章 土地利用への影響.....	28
第5章 歴史文化を継承する視点.....	32
第3編 復興方針	35
第1章 事前復興まちづくり計画の方針.....	35
第2章 基本理念.....	37
第4編 復興組織	57
第1章 復興組織.....	57
第5編 事前復興まちづくり計画対象区域	63
第1章 対象区域	63
第6編 復興事前準備	69
第1章 復興手順別の事前準備.....	69
第2章 復興目標の実現に向けた取組み.....	76
用語集	77
別冊 第7編 復興手順書	
第1章 総則	1
第2章 復興業務一覧	3
第3章 タイムライン	7
第4章 復興手順書	21

第1編 総則

「総則」では、本市のみならず我が国における過去の災害を教訓に、事前復興まちづくり計画の策定の目的、位置づけ及び構成について整理します。

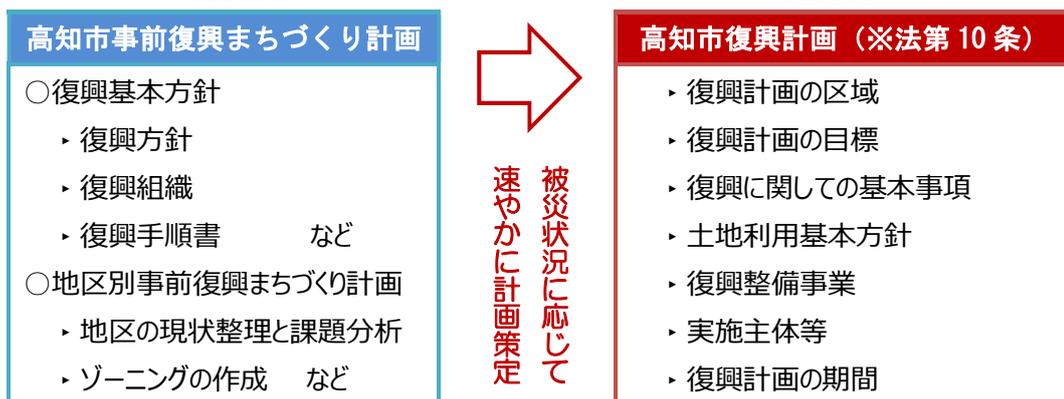
第1章 事前復興まちづくり計画の策定にあたって

(1) 事前復興まちづくり計画とは

発災後、迅速かつ着実にまちの復旧・復興を進めることができるよう、あらかじめ復興の課題を想定し、まちづくりの目標や実施方針、目標の実現にむけた課題や課題解決の方策をとりまとめたもので、策定にあたっては、専門家が参画し住民の合意形成のもと進めていく必要があります。

発災前にあらかじめ復興まちづくり計画を策定しておくことで、早期の復旧・復興事業の着手及び職員の業務の負担軽減、被災後のまちの復興を早めることにつながります。

図 高知市事前復興まちづくり計画と高知市復興計画の関係
(発災前) (発災後)



※大規模災害からの復興に関する法律

(2) 策定に至った経緯と今後

東日本大震災が起こった際に多くの自治体職員が被災し、応急復旧や被災者支援など膨大な業務に追われ、復興計画の策定が遅れ、復興事業の着手に期間を要したことが課題となりました。その結果、多くの住民が他地域へ転出し、復興後も人が戻ってこない状況が続いています。

このことから、令和4年度に本市は「高知市事前復興まちづくり検討プロジェクトチーム」を設置し、令和5年度から事前復興まちづくり計画策定に着手しました。

令和6年度から令和7年度に地区別事前復興まちづくり計画の素案を策定し、令和7年度から令和8年度に住民とのワークショップを開催し、被害想定や住民意向、地域特性を踏まえながら、事前復興まちづくり計画の策定に取り組んでいくこととしています。

(3) 策定の目的

阪神・淡路大震災や東日本大震災の被災地では、広範囲にわたり被害が発生し、職員自身の被災や応急復旧、被災者支援に追われたことにより、復興計画の早期策定が困難となりました。

将来、発生が予想される南海トラフ地震においても、同等もしくはそれ以上の被害が見込まれることから、過去の地震・津波災害を踏まえ、被災後に復興まちづくり方針・計画を早期に策定し、適切な基盤整備の規模で被災地を復興し、より良い復興（ビルド・バック・ベター）の実現を目的とします。

(4) 将来の効果・将来像

①将来の効果

事前対策として既存計画との調整を図るとともに、住民との合意形成を行い、復興への備えを検討した事前復興計画をあらかじめ策定しておくことで、被災後のまちの機能回復に要する時間の短縮が見込めます。

また、元のまちに戻すだけでなく、被災前よりも災害に強いまちを目指す等、まちの水準が被災前以上に向上することや人口流出の抑制にもつなげることができます。

②将来像（実現のイメージ）

発災後は、事前復興まちづくり計画に沿ってまちの復旧・復興を早期かつ円滑に進められることができるようになっていきます。

また、策定後は、様々な被災後の事態に迅速に対応できるようになっており、被災者への安心や復興への希望をもたらす、住み続けられる新しいまちが形成されます。

(5) 本計画の地震・津波の想定

事前復興の検討にあたっては、最大規模の被害が生じる可能性のある「南海トラフ地震」における最大クラスの地震を対象とします。

地震と津波の規模は、内閣府が示したM9.1によるものを想定します。

主な被害は津波と揺れによるものとし、未耐震の建築物の多くは倒壊し、津波浸水深が高いところでは住宅が壊滅的な被害を受け、もしくは流されることを想定します。

また、高知県が、事前復興まちづくり計画の策定に使用することを目的に、被災状況の想定をより具体的にするため、三重防護事業などの整備効果を考慮した新たな津波シミュレーションを令和6年5月に公表しました。この結果をもとに、本市の事前復興まちづくり計画を検討します。

〈参考〉

国の地震調査研究推進本部では、南海トラフで発生する地震は、約100年から200年の間隔で繰り返し起きており、南海トラフ全体を一つの領域と考え、南海トラフ地震（M8～9）の評価における時間予測モデルによる「前回から次回までの標準的な発生間隔」を88.2年とし、令和5年1月1日現在、今後30年の発生確率を70%～80%と評価しています。

L1の地震・津波

- これまで国の中央防災会議において防災対策の対象としてきた、東海地震、東南海地震、南海地震が連動するマグニチュード8程度のクラスの地震・津波。
- 発生の間隔がおおむね100年～150年。

L2の地震・津波

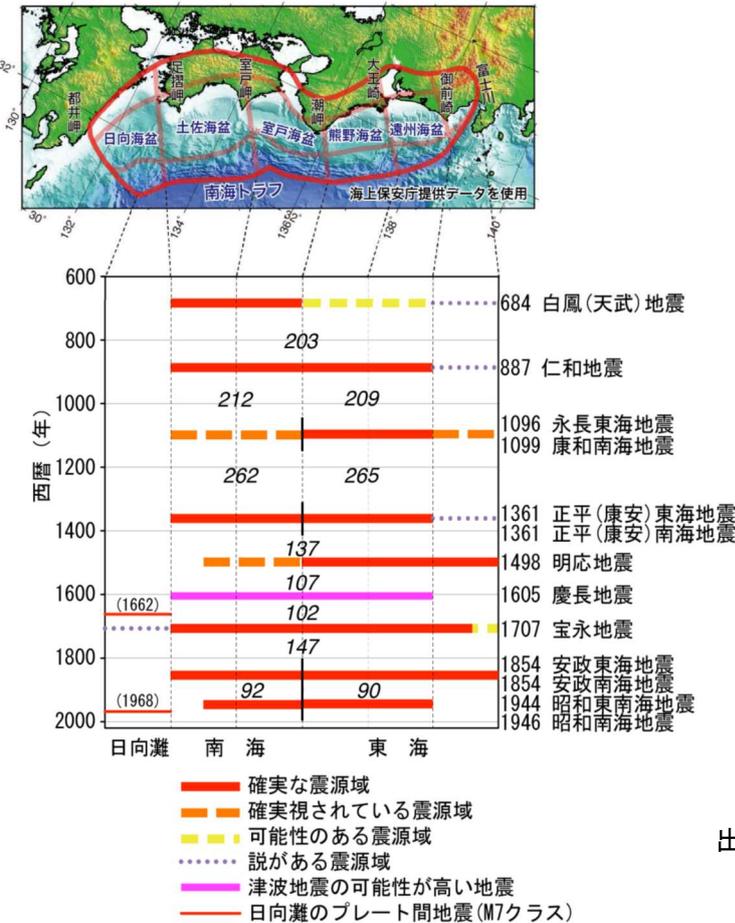
- 国の中央防災会議において設定された、最大クラス（マグニチュード9.1）の巨大な地震・津波。
- 1,000年あるいはそれよりも発生頻度が低いもの。

(6) 地震・津波対策の考え方

本市では、東日本大震災を教訓として、たとえ被災しても「人命が失われないこと」を最重要とし、ハードとソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりを進めてきました。

地震対策として、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物及び施設等についての耐震性の確保を進めています。現在、国・県で高知海岸事業や三重防護事業を実施しており、完成予定の令和13年度には、L1地震による津波の浸水被害を防止することができます。

なお、あらゆる規模の津波に対し、防潮堤などのハード整備で対策を講じることについて、現在の技術では費用が極めて膨大となります。また、本市の風土、風景が犠牲になり現実的ではないため、L2地震に対しては浸水面積や浸水深を低減し、被害を小さくする減災対策を行います。



出典：平成25年5月24日 南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）について（地震本部 地震調査委員会）

昭和南海地震時の浸水状況と現在の様子



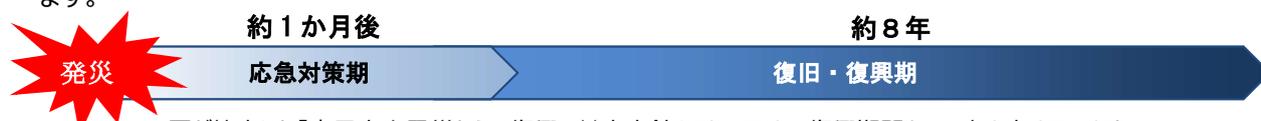
写真 昭和南海地震(M8.0)発災翌日(昭和21年12月22日)
[※ 地盤沈下：1.2m~1.3m]



写真 現在の高知市

(7) 本計画の対象期間

復興期間までの目標を約 8 年とし、本計画の対象期間は、発災から約 1 か月以降の「復旧・復興期」とします。



※ 国が策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、復興期間を 10 年と定めています。「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」では、事前に策定していればその期間短縮が見込まれるため、復興期間を約 8 年と定めており、本市においても目標として同様に設定しています。

応急対策期及び復旧・復興期の内容について、東日本大震災等を参考に、以下に示します。

①復興段階の区分

復興の区分としては、発災から約 1 か月の応急復旧を「応急対策期」とし、約 1 か月から約 8 年間の復興を「復旧・復興期」とします。

②分野別の復興イメージ

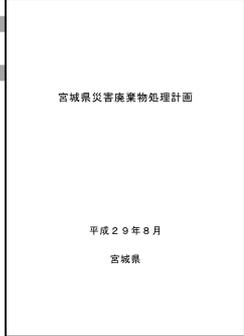
「復旧・復興期」としての復興イメージを「住宅」、「災害廃棄物」、「インフラ（道路・上下水道）」、「学校」、「商業」、「農業」の分野別に整理しました。

1)住宅

応急対策期（概ね 1 か月）	復旧・復興期（概ね 1 か月以降）		
<p>●避難所での生活</p> <p>能登半島地震では元々指定していた避難所以外にも被災地外への一時的な避難施設として、2 次避難所や 1.5 次避難所への避難を行っています。</p> <p>○2 次避難所…ホテル・旅館・民泊における避難</p> <p>○1.5 次避難所…介護が必要な人や障害をもつ人に対して、市が健康状態に応じた案内する高齢者施設等における避難</p> <p>●応急仮設住宅の確保</p> <p>県が事業主体となり、応急仮設住宅の必要戸数の推定や用地・資材・労働力の確保等が行われました。</p>	<p>●応急仮設住宅の維持管理</p> <p>➔ ●応急仮設住宅の集約・解消</p> <p>応急仮設住宅は早期に解消すべくとされており、活用可能な土地がなくやむをえず学校校庭等を利用する際には特に早めの解消を行う必要があります。</p> <p>●災害公営住宅の整備</p> <p>➔ ●災害公営住宅の維持管理</p> <p>災害公営住宅の整備は、自治体が直接建設する方法と民間事業者等が建設した住宅を自治体が災害公営住宅として買取る方法、民間事業者等が建設した住宅を自治体が災害公営住宅として一定期間借上げる方法があります。</p> <p>事業主体となる県及び市町村は、地域の実情に応じた最適な整備手法を選択し、各手法の長所を十分生かすことで、災害公営住宅が早期整備されました。</p>		
<p>避難所での生活</p>  <p>(大槌町)</p>	<p>応急仮設住宅の整備</p>  <p>(野田村)</p>	<p>応急仮設住宅の集約・解消</p>  <p>撤去前</p>  <p>撤去後</p> <p>(大船渡市) (大船渡市)</p>	<p>災害公営住宅の整備</p>  <p>(相馬市)</p>

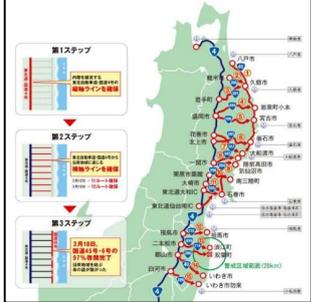
出典：国土交通省 震災伝承館、復興庁 東日本大震災発災 10 年ポータルサイト

2) 災害廃棄物

応急対策期（概ね1か月）	復旧・復興期（概ね1か月以降）
<p>● 仮置場の確保 生活環境に支障が生じる廃棄物が優先的に移動されました。</p> <p>● 廃棄物の処理・処分 木くず、コンクリートくずの再生利用 廃棄物量調査，処理実行計画策定，進捗管理</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>石巻市川口町一次仮置場の広域処理</p>  <p>(石巻市⇒北九州市【受入先自治体】)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>災害廃棄物の再利用</p>  <p>(釜石市)</p> </div> </div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;"> <p>災害廃棄物処理計画</p>  <p>宮城県災害廃棄物処理計画 平成29年8月 宮城県</p> </div> <p style="text-align: center;">(宮城県)</p>

出典：国土交通省 震災伝承館，環境省 災害廃棄物対策情報サイト

3) インフラ（道路）

応急対策期（概ね1か月）	復旧・復興期（概ね1か月以降）
<p>● 応急道路ネットワークの構築 被災地への救命・救援のルートを一刻も早く通れるよう道路啓開の作業が行われました。 交通が遮断された孤立状態の地域を解消するため，内陸部を南北に通る東北道と国道4号から沿岸部へ「くしの歯」のように横ルートの国道を切り啓き，救命・救援のための命の道が，地震発生の翌日に11ルート，15日には15ルートを確認しました。 また，災害等により橋梁の破損，河川堤防の決壊，道路の損壊等が発生した場合には，代替交通路を確保するための橋梁として，応急組立橋が整備されました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>応急橋の整備</p>  <p>(気仙沼市)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>くしの歯作戦</p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>(南三陸町)</p> </div>	<p>● 道路ネットワークの本復旧 地域間の所要時間短縮のため，復興道路・復興支援道路が全線開通しました。水産業や農畜産業，観光業等，各種方面より検討が行われました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>高上げ道路の整備</p>  <p>(仙台市)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>避難道路の拡幅</p>  <p>(仙台市)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>復興道路の全線開通</p>  <p>(仙台市)</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>(仙台市)</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>復興道路・復興支援道路</p>  </div>

出典：国土交通省 震災伝承館，3.11 復興道路・復興支援道路情報サイト，
仙台市 フォトアーカイブ東日本大震災－仙台復興のキセキ

4) インフラ（上下水道）

応急対策期（概ね 1 か月）	復旧・復興期（概ね 1 か月以降）
<p>● 下水道等の復旧や応急給水活動 下水道等の施設を復旧するとともに、広域の支援等を受けながらの応急給水活動が行われました。</p>	
<p>下水道の復旧</p>  <p>(南相馬市)</p>	<p>給水活動</p>  <p>(大船渡市)</p> <p>下水道点検</p>  <p>(多賀城市)</p> <p>浄水場の整備</p>  <p>(石巻市)</p>

出典：国土交通省 震災伝承館，東日本大震災 水道施設の復帰・復興

5) 学校

応急対策期（概ね 1 か月）	復旧・復興期（概ね 1 か月以降）
<p>● 学校の復旧 仮校舎による学校機能の早期復旧，教職員の確保が行われました。</p> <p>学校仮校舎</p>  <p>(仙台市)</p> <p>学校復旧(併設)</p>  <p>(仙台市)</p>	<p>● 災害後の学校運営・教育 中長期的な子どもの支援体制の整備や，東日本大震災の教訓等を伝えるためのワークショップの実施や震災遺構の運営等に取り組んでいます。</p> <p>防災教育の推進</p>  <p>(仙台市)</p> <p>学校建設</p>  <p>(女川町)</p> <p>震災遺構の開設・運営</p>  <p>(仙台市)</p>

出典：国土交通省 震災伝承館，仙台市教育委員会おもいでをつなぐ～学校の歴史と震災の経験を未来へ～，防災環境都市-仙台

6) 商業

応急対策期（概ね 1 か月）	復旧・復興期（概ね 1 か月以降）
<p>● 商業施設等の復旧・復興</p> <p>短期的には仮設店舗の整備，中長期的には店舗や商業施設の復興，長期的には商店街の復興や商業集積，地域商業の再生・にぎわいの創出等に取り組んでいます。</p>	
<p data-bbox="162 412 504 474">仮設店舗</p>  <p data-bbox="189 703 357 739">(陸前高田市)</p>  <p data-bbox="469 916 579 952">(釜石市)</p>	<p data-bbox="746 412 1088 474">商店街(応援旗)</p>  <p data-bbox="863 707 971 743">(仙台市)</p> <p data-bbox="1102 566 1444 629">商店街イベント</p>  <p data-bbox="1214 891 1324 927">(仙台市)</p>

出典：国土交通省 震災伝承館，仙台市 フォトアーカイブ東日本大震災－仙台復興のキセキ

7) 農業

応急対策期（概ね 1 か月）	復旧・復興期（概ね 1 か月以降）
<p>● 農地・農業用施設の復旧</p> <p>短期的には農地・農業用施設の復旧，中長期的には営農再開や地域農業の担い手の確保，長期的には販路の回復・開拓，生産性の向上等に取り組んでいます。</p>	
<p data-bbox="162 1279 464 1341">仮設ポンプの設置</p>  <p data-bbox="165 1543 325 1563">仮設排水ポンプによる排水</p> <p data-bbox="253 1579 363 1615">(仙台市)</p> <p data-bbox="373 1579 679 1641">農地のがれき撤去</p>  <p data-bbox="469 1874 579 1910">(仙台市)</p>	<p data-bbox="710 1279 1019 1341">除塩作業</p>  <p data-bbox="810 1579 920 1615">(石巻市)</p> <p data-bbox="1134 1279 1444 1341">新しい排水機場の稼働開始</p>  <p data-bbox="1275 1579 1385 1615">(仙台市)</p> <p data-bbox="927 1579 1236 1641">営農再開</p>  <p data-bbox="1023 1874 1133 1910">(仙台市)</p>

出典：宮城県 東北地方太平洋沖地震－仙台市東部地域の排水対策について－，東日本大震災アーカイブ 宮城，仙台市 未来の農をこの地に，仙台市 つなぐ おもい つながる～東日本大震災から 10 年～

(8) 復興の道すじのイメージ 東日本大震災を参考に復旧・復興期における、本市の商業・農業・観光業など生業や生活再建をイメージしたものを示す。

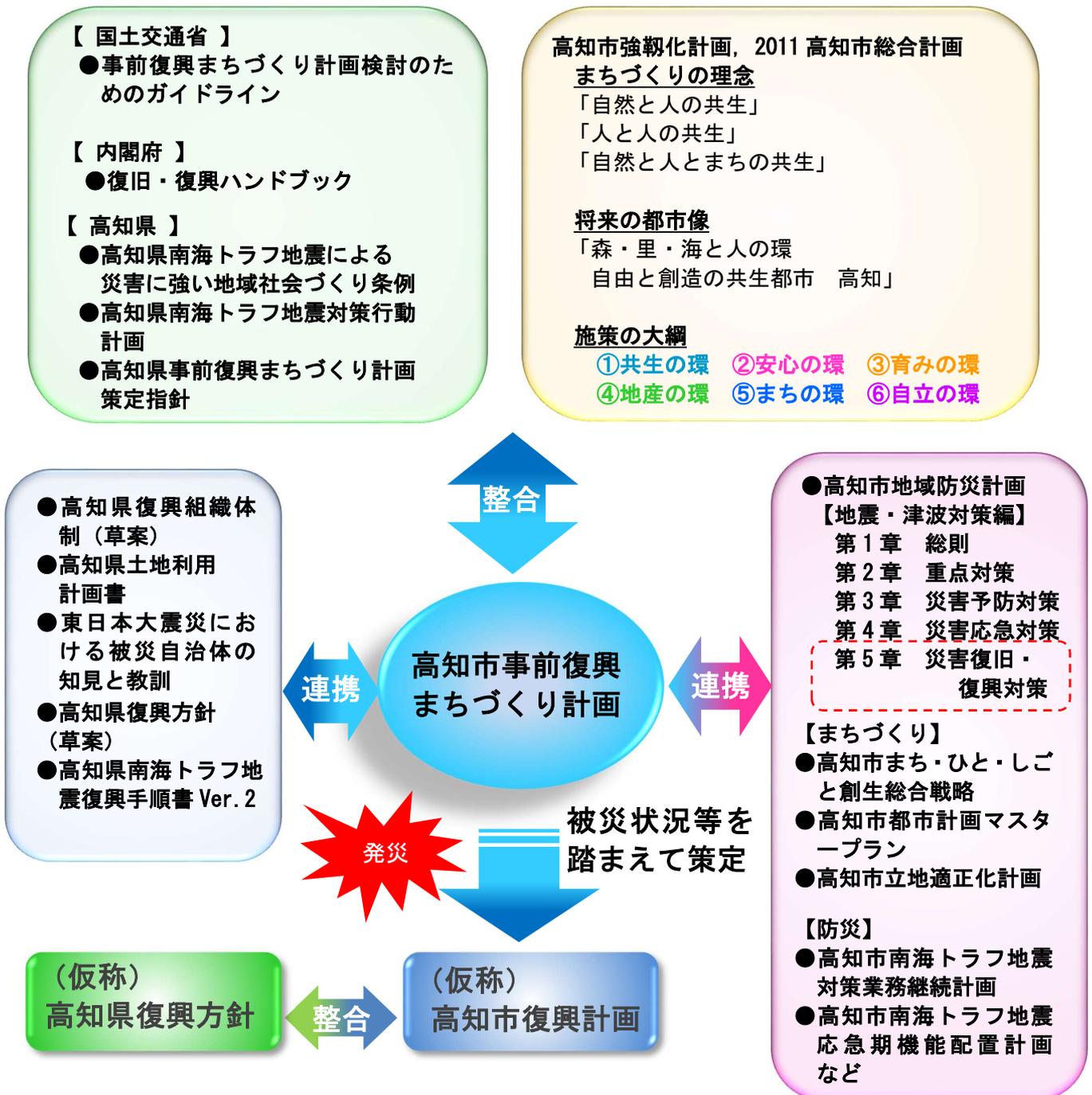
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
住宅・まちづくり	<p>災害発生</p> <p>○応急仮設住宅整備</p> <p>○市庁舎等の仮設整備</p> <p>○公的サービスの機能復旧</p> <p>○住宅の応急修理</p> <p>○耐震化を考慮したライフライン（水道、下水道、電気、通信、ガス）の整備</p>	<p>○災害公営住宅整備</p> <p>○市庁舎等の整備</p> <p>○恒久住宅の再建</p>		<p>○市街地・公共施設整備（現地再建、嵩上げ再建、新市街地整備、高台移転等）</p>				
	<p>○総合的な臨時相談窓口の設置</p> <p>○仮設診療所整備</p> <p>○健康相談・心のケア</p> <p>○被災者の生活支援・自立支援に向けた取組み</p>	<p>○地域で支え合う体制づくりの整備</p>						
保健・医療・福祉								
地域コミュニティ								
教育・人づくり	<p>○児童・生徒の就学支援○学校施設の機能復旧・仮設施設整備</p> <p>○文化財等の災害復旧</p>		<p>○保育所、市立小・中・高等学校の整備</p>	<p>○防災教育の推進</p>			<p>○災害・教訓の継承</p>	
商工業	<p>○再建資金の相談</p> <p>○街路市等の再開</p> <p>○共同仮設工場・店舗整備</p>	<p>○産業団地等の整備</p>		<p>○賑わいと活力ある商工業の支援・推進</p>	<p>○産業基盤の整備</p>		<p>○産業の本格復興と新たな産業の推進</p>	
農林業 水産業		<p>○仮設排水対策</p>	<p>○基盤整備（塩害対策）</p>	<p>○施設整備</p>		<p>○生産効率の高い農業の推進</p> <p>○市場・水産加工場等の本格再開</p>		
観光業								
		<p>○地域資源を復活（おきゃく、よさこい祭り）</p>						

第2章 事前復興まちづくり計画の位置づけ

(1) 事前復興まちづくり計画の関連計画等

事前復興まちづくり計画を中心とした関連計画における位置づけは、以下に示すとおりとします。また、事前復興まちづくり計画については、関連計画との整合・連携等を図り、定めることとします。

図 高知市事前復興まちづくり計画の位置づけ



※災害廃棄物や止水排水、避難所開設など、応急対策期の仮設復旧については、「事前復興まちづくり計画」とは切り離し、それぞれの計画（高知市地域防災計画や業務継続計画(BCP)、高知市一般廃棄物処理基本計画）で実施するものとして考えます。

(2) 各種防災計画に関する計画の運用時期

事前復興まちづくり計画をはじめとした各種防災計画に関する計画が運用される時期を下記に整理しました。事前復興まちづくり計画は、発災時から一定期間を経た後の復旧・復興期における運用を基本とした計画となっています。

図 高知市の各種防災計画に関する計画の運用時期

防災に関する計画	平常時	発災時	応急対策期	復旧・復興期
				
高知市強靱化計画				
高知市地域防災計画				
地区防災計画				※
高知市地震火災対策計画				
高知市備蓄計画				
高知市南海トラフ地震対策業務継続計画				
高知市物資配送計画				
高知市救助救出計画				
避難情報の判断・伝達マニュアル				
高知市南海トラフ地震応急期機能配置計画				
高知市事前復興まちづくり計画				
高知市復興計画（発災後、速やかに策定）				

各写真：東北地方整備局震災伝承館

※運用状況は、地区毎に異なります。

〔見直し時期〕

事前復興まちづくり計画の見直しについては、高知県復興方針（草案）の見直し時期を参考に10年程度を目安とし、国や県による地震や津波浸水のシミュレーションの更新、当該地区の土地の形状や利用形態の変更、防災対策や土地に関する法制度の改正など、社会情勢の変化や前提条件の変更が生じる場合などに、適宜見直すことを想定しています。

第3章 事前復興まちづくり計画の構成

本市の事前復興まちづくり計画は、「復興基本方針」と「地区別事前復興まちづくり計画」によって構成します。

復興基本方針については、南海トラフ地震の被害対策や人口の現状及び将来見通し、産業・土地利用への影響など災害に伴う「高知市の現状と課題」を整理し、その課題を踏まえた上で事前復興まちづくりとして目指すべき姿などを示す「復興方針」を定めます。そして、復興プロセスや復興事前準備として災害発生時の復興組織、復興に向けた各種業務手順やタイムラインを想定した復興手順書を設定し、事前復興まちづくり計画の対象地域を津波浸水シミュレーションの結果から設定します。

地区別事前復興まちづくり計画は、事前復興まちづくり計画の対象区域別に、地域住民とともに作成していきます。

図 高知市事前復興まちづくり計画の構成

高知市事前復興まちづくり計画

●復興基本方針

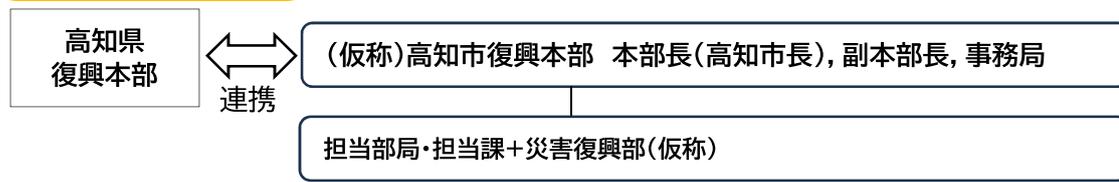
第1編 総則

第2編 高知市の現状と課題

第3編 復興方針

<p>①安全安心なまちの再生</p> <p>災害による被害を最小限にとどめることのできる、安全なまちづくりを行う</p>	<p>②住まいと暮らしの再建</p> <p>様々な手法を組み合わせ、安全で快適な居住環境を迅速に整える</p>	<p>③なりわいの再生</p> <p>産業活動の早期再開と地域資源の活用により、経済の再生を図る</p>	<p>④歴史・文化の保全と継承</p> <p>被災後も、脈々と地域に根ざした歴史や文化などの地域資源を次世代に継承する</p>	<p>⑤地域共生社会の実現</p> <p>コミュニティ活動の促進や地域防災力の向上により、地域共生社会を実現する</p>
--	---	--	---	--

第4編 復興組織



第5編 事前復興まちづくり計画対象区域

第6編 復興事前準備

第7編 復興手順書

●地区別事前復興まちづくり計画

第2編 高知市の現状と課題

第2編

高知市の現状と課題

本市の現状と課題では、「南海トラフ地震の被害対策」、「人口の現状と将来の見通し」、「産業への影響」、「土地利用への影響」、「歴史文化を継承する視点」の観点から、それぞれの現状を踏まえたうえで、復興課題として取り組むべき事項を整理します。

第1章 南海トラフ地震の被害対策

(1) 予測される被害規模

本市における南海トラフ地震による被害想定は、建物被害については揺れ・津波によるものが多く、人的被害については、死者数は津波、負傷者数は建物倒壊によるものが多くなっています。また、1日後の避難者数は、避難所外への避難者が1/3以上を占めます。

建物被害（棟）	液状化	340	52,000
	揺れ	32,000	
	急傾斜地崩壊	260	
	津波	16,000	
	地震・火災	2,800	
人的被害（人） （死者数）	建物倒壊	2,100	12,000
	津波	10,000	
	急傾斜地崩壊	40	
	火災	280	
	ブロック塀	若干数	
人的被害（人） （負傷者数）	建物倒壊	11,000	12,100
	津波	840	
	急傾斜地崩壊	40	
	火災	200	
	ブロック塀	若干数	
人的被害（人） （負傷者数のうち 重症者数）	建物倒壊	6,300	6,700
	津波	290	
	急傾斜地崩壊	20	
	火災	60	
	ブロック塀	若干数	
1日後の避難者数（人）	避難所	158,000	248,000
	避難所以外	90,000	

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

出典：「南海トラフ地震による被害想定（平成24年）」 ー高知県ー

(2) 本市のハザードの現状

本市は、災害イエローゾーン(土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域、洪水想定区域)が広範囲に分布しており、居住誘導区域の約 74%を占めているが、より安全な地域への居住の誘導や、防災・減災対策により被害を軽減し、一定のリスクがあることを認識したうえで、都市的な土地利用や居住の誘導を進めています。

図 市域全体とハザード(津波浸水想定区域)重ね図

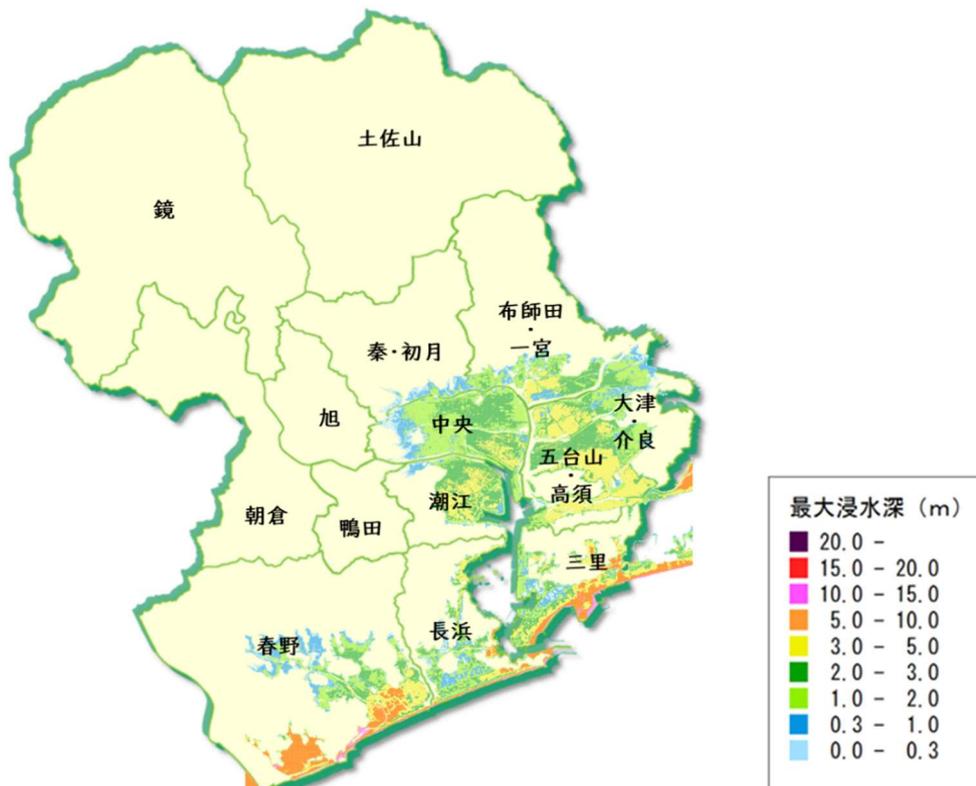
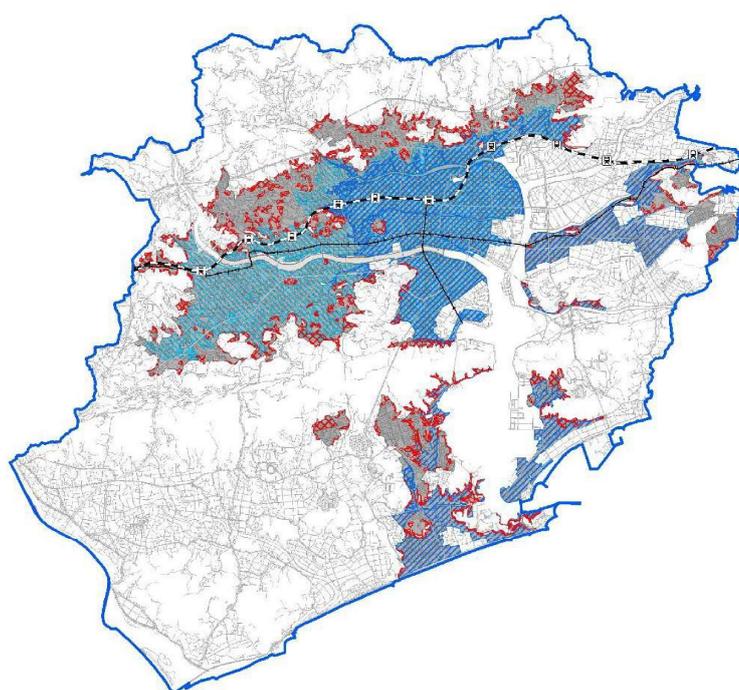


図 居住誘導区域内における災害イエローゾーン分布図



■居住誘導区域内における災害イエローゾーンの面積及び割合

災害イエローゾーン	居住誘導区域内(ha)	面積割合
土砂災害警戒区域(急傾斜、土石流、地すべり)	496	11.0%
津波浸水想定区域	1,947	43.3%
洪水浸水区域	2,188	48.7%
災害イエローゾーン合計(重複除く)	3,322	73.9%
居住誘導区域面積	4,494	100.0%



出典：「2017 高知市立地適正化計画
(令和3年改訂)」

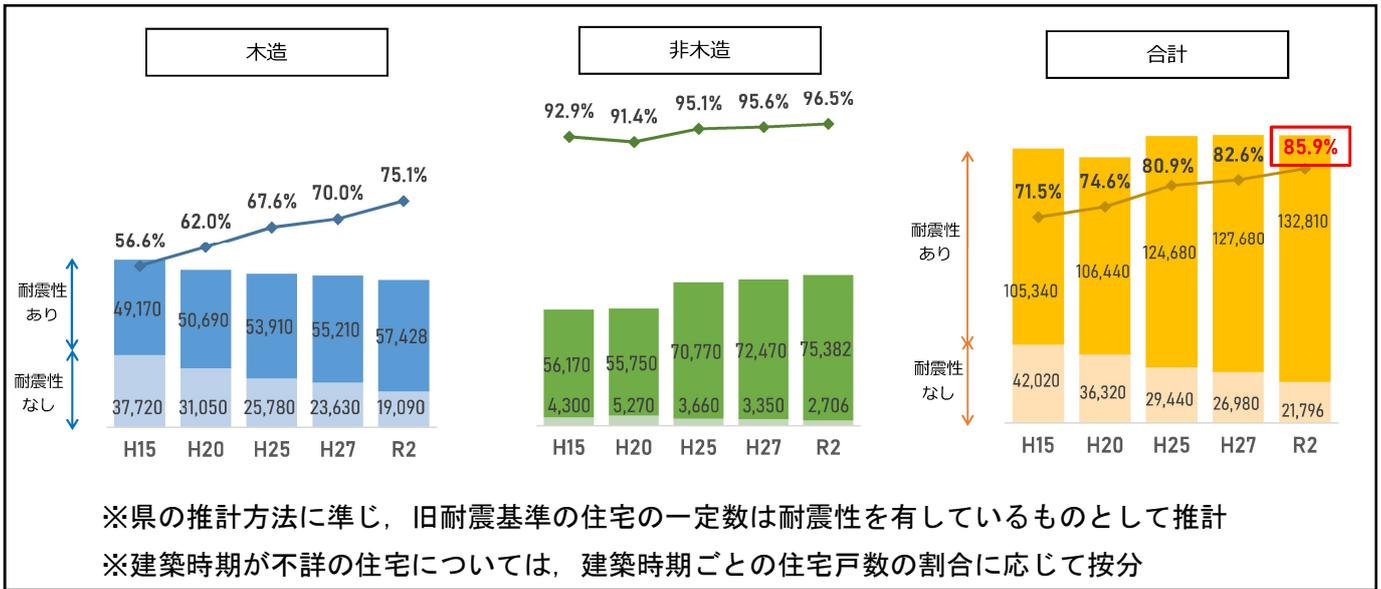
(3) 本市の耐震化状況

本市では、「高知市耐震改修促進計画（第2期計画）」を策定し、その際に設定した令和2年度および令和7年度での目標値の達成に向けて耐震化の促進に関する様々な取組みを実施しています。その中でも耐震改修費の助成を行っており、さらなる耐震化の促進を図っています。

本市の住宅の耐震化率は、令和2年度で木造家屋75.1%、非木造家屋96.5%、合計85.9%となっています。

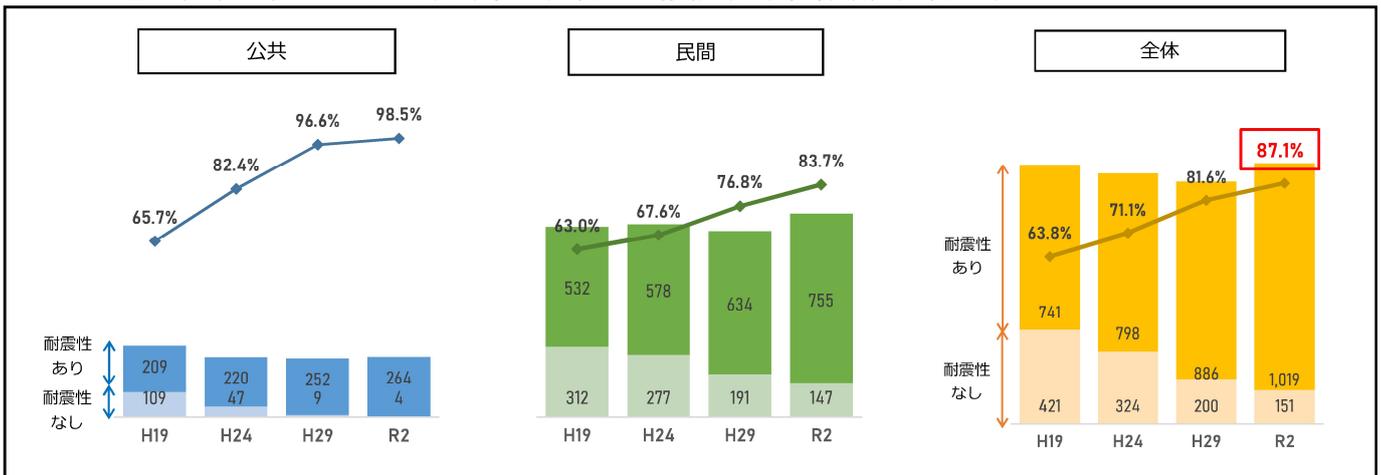
また、多数の者が利用する建築物の耐震化の推移は、公共施設が98.5%、民間施設が83.7%、全体で87.1%となっています。

図 住宅の耐震化の推移(住宅戸数, 耐震化率)



出典：高知市耐震改修促進計画(第2期計画)

図 多数の者が利用する建築物の耐震化の推移(建築物棟数, 耐震化率)



出典：高知市耐震改修促進計画(第2期計画)

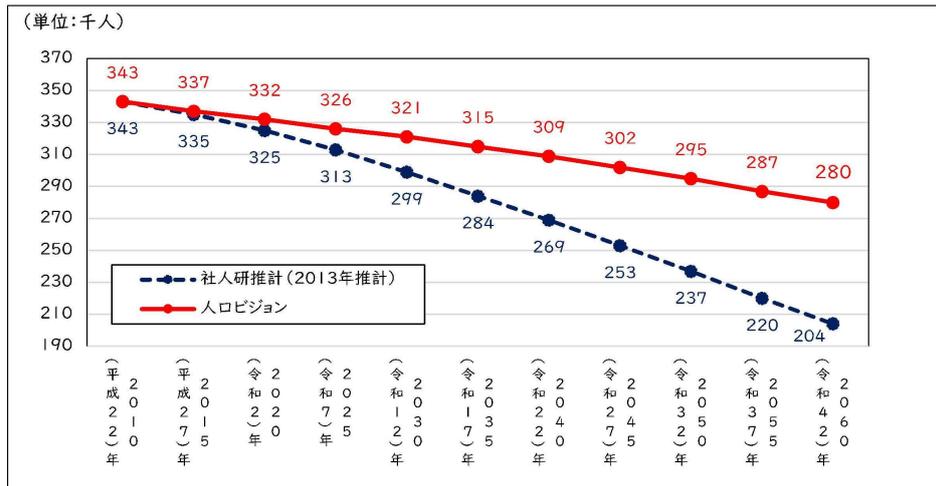
第2章 人口の現状及び将来の見通し

(1) 将来人口推計

本市の将来人口から、出生率の上昇等の諸条件の達成により、目標人口を設定しています。

東日本大震災に見舞われた石巻市では、震災後の人口の減少率は上昇しています。このため、本市においても被災を受けた場合、人口減少が加速することが想定されます。

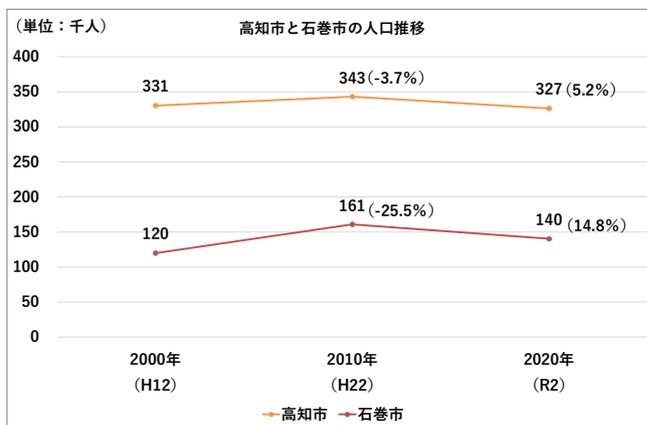
図 本市の将来人口推計



出典：高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成27年10月)

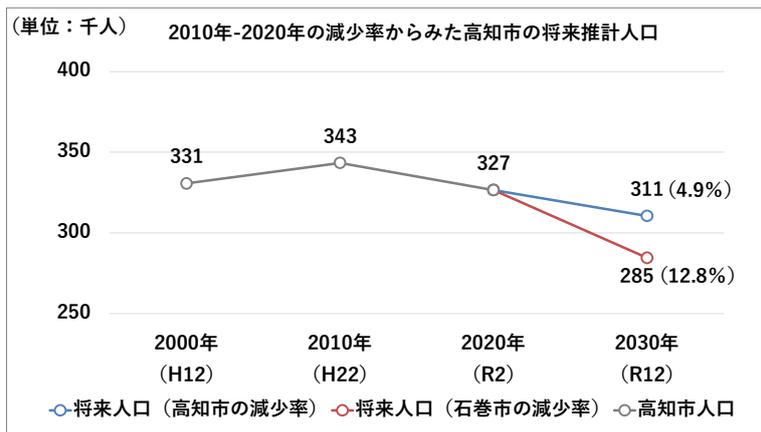
出典：高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略第3期(2024~2028年度)

参考 本市と石巻市の人口推移



出典：国勢調査 ()内は減少率を示す

参考 本市の2010年・2020年の減少率から見た将来推計人口

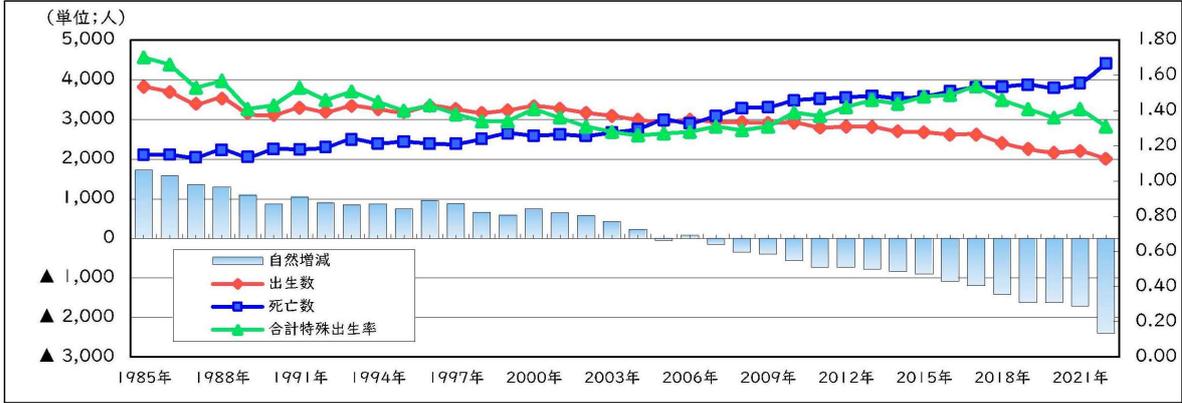


出典：国勢調査

(2) 人口の自然動態及び年齢別人口

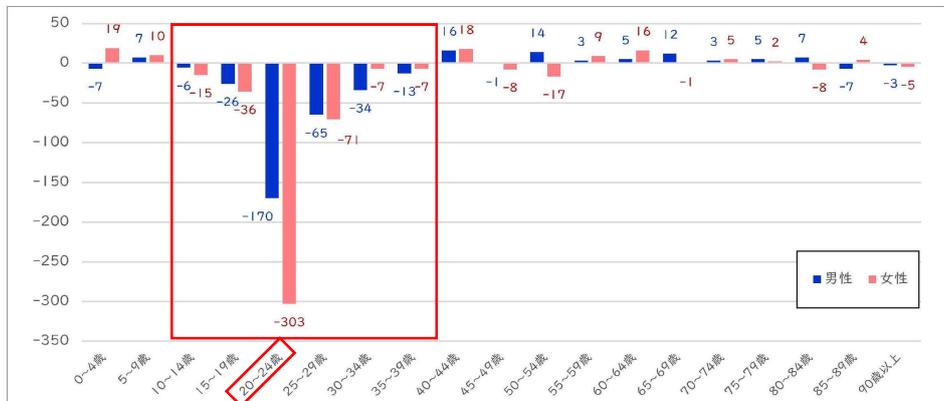
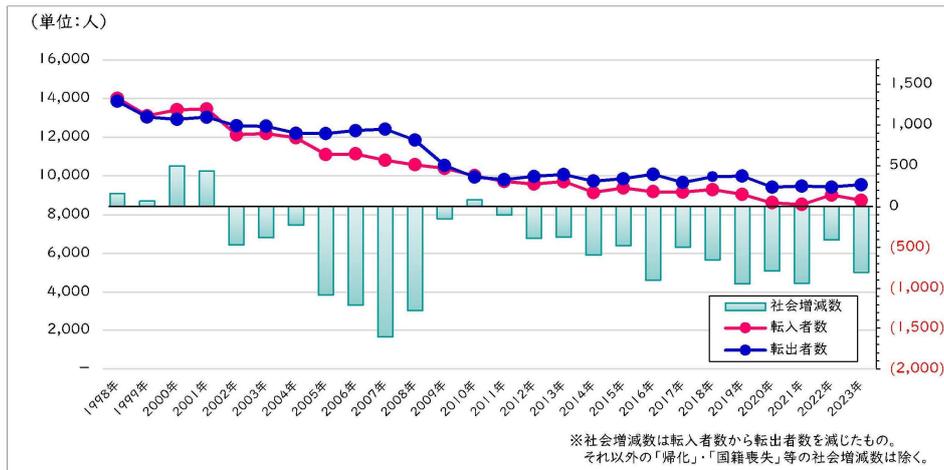
本市では、死亡者数が出生数を上回る人口の自然減が 2005(平成 17)年以降継続しています。2020(令和 2)年以降コロナの影響により、出生数がさらに減少しています。また、2022(令和 4)年の県外への転出超過は 10 歳から 39 歳が中心となっており、特に 20~24 歳が最も転出している状況となっています。

図 本市の自然動態人口の推移



出典：高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略第3期(2024~2028年度)

図 年齢別社会増減人口の推移



出典：高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略第3期(2024~2028年度)

(3) 人口の現状及び将来の見通しに基づく復興に向けた取り組むべき課題

本市における将来人口推計、人口の自然動態及び年齢別人口を踏まえた上で、取り組むべき復興課題として以下に設定します。

①人口減少の克服

現在、産業振興やU I Jターン、移住定住の促進による新たな人の流れの創出、少子化対策といった地方創生の推進により人口減少の克服に取り組んでいるため、発災後も、「住んでみたい・住み続けたいまち」を目指し、継続的に取り組んでいきます。

⇒詳細取組：第3編 復興方針 基本理念 2.住まいと暮らしの再建, 5.地域共生社会の実現

②総合計画との連動

発災後も、実際の被災に応じて総合計画と連動した着実な施策の推進が必要です。

⇒詳細取組：総合計画基本理念 1～5 に該当

③早期帰還への対策

発災後の人口減少については、正確に推計することは困難ですが、過去の災害の傾向では震災後、さらに人口減少が加速すると想定できるため、市外へ避難した被災者の市内への早期帰還を図る必要があります。

⇒詳細取組：第3編 復興方針 基本理念 2.住まいと暮らしの再建, 5.地域共生社会の実現

④教育・医療・福祉の対策

教育、医療、福祉に関する施設及び体制等を早期復旧することにより、人口の減少を抑えます。

⇒詳細取組：第3編 復興方針 基本理念 2.住まいと暮らしの再建, 5.地域共生社会の実現

移住・定住対策イメージ(高知市総合計画 後期基本計画)



第3章 産業への影響

(1) 経済活動別総生産

本市の総生産は、第3次産業が約9割に達しています。産業別では、保健衛生・社会事業、卸売・小売業、不動産業が10%を超え上位を占め、専門・科学技術、業務支援サービス業の9.9%を含めると約50%となっており、これらの産業が主要産業となっています。

本市の総生産は、県全体の約半分を占めています。

図 経済活動別総生産（単位：百万円，%）

		高知市		高知県全体に占める割合	高知県		全国	
			構成比			構成比		構成比
一次	第一次産業計	7,817	0.68%	10.26%	76,168	3.25%	5,542,200	1.03%
	農業	7,056	0.62%	12.94%	54,521	2.33%	4,677,900	0.87%
	林業	192	0.02%	2.19%	8,748	0.37%	231,400	0.04%
	水産業	569	0.05%	4.41%	12,899	0.55%	633,000	0.12%
二次	第二次産業計	127,214	11.13%	30.36%	419,064	17.91%	139,009,900	25.92%
	鉱業	1,435	0.13%	17.05%	8,418	0.36%	382,100	0.07%
	製造業	57,997	5.08%	29.08%	199,413	8.52%	107,818,600	20.10%
	建設業	67,782	5.93%	32.09%	211,233	9.03%	30,809,200	5.74%
三次	第三次産業計	1,007,676	88.18%	54.62%	1,844,855	78.84%	391,829,900	73.05%
	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	29,559	2.59%	41.95%	70,457	3.01%	17,289,100	3.22%
	卸売・小売業	159,044	13.92%	59.28%	268,286	11.46%	68,730,500	12.81%
	運輸・郵便業	42,144	3.69%	38.32%	109,991	4.70%	22,754,700	4.24%
	宿泊・飲食サービス業	27,262	2.39%	54.44%	50,077	2.14%	8,949,700	1.67%
	情報通信業	66,392	5.81%	90.90%	73,038	3.12%	27,412,900	5.11%
	金融・保険業	60,512	5.30%	67.72%	89,351	3.82%	22,662,100	4.22%
	不動産業	138,376	12.11%	54.66%	253,159	10.82%	65,782,400	12.26%
	専門・科学技術、業務支援サービス業	113,293	9.91%	73.77%	153,576	6.56%	46,965,300	8.76%
	公務	94,101	8.23%	48.44%	194,270	8.30%	27,896,900	5.20%
	教育	51,371	4.50%	40.81%	125,891	5.38%	19,119,300	3.56%
	保健衛生・社会事業	169,463	14.83%	48.40%	350,142	14.96%	44,093,800	8.22%
	その他のサービス	56,159	4.91%	52.67%	106,617	4.56%	20,173,200	3.76%
第一次～第三次産業計		1,142,707	100.00%	48.83%	2,340,087	100.00%	536,382,000	100.00%
輸入品に課される税・関税		20,314			41,600		9,535,300	
(控除)総資本形成に係る消費税		13,386			27,411		7,739,000	
計(総生産)		1,149,635			2,354,276		538,178,300	

出典：第3期(2024～2028年度)高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(2) 産業別就業者の状況

就業者数は、140,916人(R2,総人口326,545人)で、その内、第三次産業が78%と最も多くなっています。特に、卸売業・小売業と医療・福祉の割合が高くなっています。女性の割合が全国平均と比較して高くなっています。

本市を中心とする高知所管内の有効求人倍率は、回復と低下を繰り返しています。また、人口減少などの影響もあり、人手不足・事業の後継者不足など、事業継続が困難なケースも出てきています。

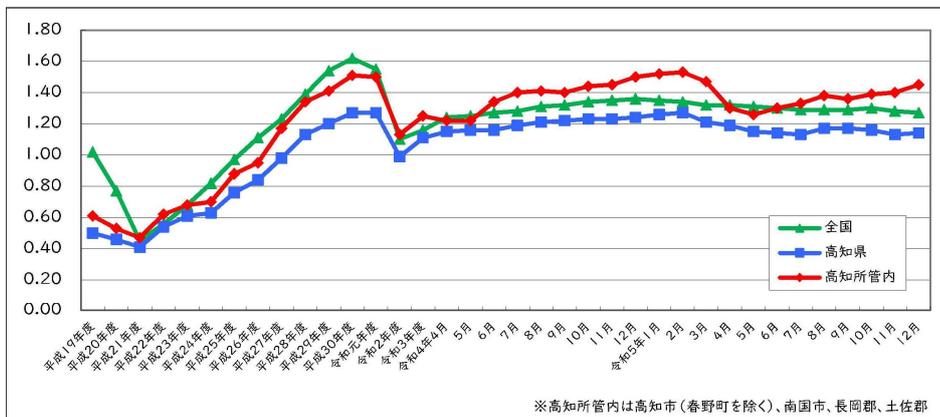
このため、働き方改革や担い手不足などを解消するため、ICT・ロボットなどを活用した新産業の導入を進めていくことが必要とされます。

図 本市、高知県及び全国の産業別就業者の状況（単位：人，％）

	高知市		高知県		全国（全国計）	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
第一次産業の計	3,929	2.79%	31,512	10.21%	1,962,762	3.41%
農業	3,463	2.46%	26,004	8.43%	1,769,959	3.07%
林業	282	0.20%	2,391	0.77%	60,738	0.11%
漁業	184	0.13%	3,117	1.01%	132,065	0.23%
第二次産業の計	21,075	14.96%	50,806	16.47%	13,259,479	23.00%
鉱業、採石業、砂利採取業	80	0.06%	343	0.11%	18,891	0.03%
建設業	11,185	7.94%	25,056	8.12%	4,184,052	7.26%
製造業	9,810	6.96%	25,407	8.23%	9,056,536	15.71%
第三次産業の計	110,162	78.18%	216,760	70.25%	40,679,332	70.57%
電気・ガス・熱供給・水道業	718	0.51%	1,407	0.46%	275,595	0.48%
情報通信業	2,540	1.80%	3,581	1.16%	1,955,619	3.39%
運輸業、郵便業	5,337	3.79%	10,989	3.56%	3,117,623	5.41%
卸売業、小売業	23,937	16.99%	46,680	15.13%	8,805,576	15.28%
金融業、保険業	4,168	2.96%	6,406	2.08%	1,355,161	2.35%
不動産業、物品賃貸業	2,766	1.96%	3,979	1.29%	1,253,905	2.18%
学術研究、専門・技術サービス業	4,746	3.37%	7,787	2.52%	2,103,074	3.65%
宿泊業、飲食サービス業	8,832	6.27%	17,244	5.59%	3,095,434	5.37%
生活関連サービス業、娯楽業	5,176	3.67%	10,088	3.27%	1,979,446	3.43%
教育、学習支援業	8,619	6.12%	16,664	5.40%	2,829,694	4.91%
医療、福祉	26,880	19.08%	55,153	17.87%	7,633,170	13.24%
複合サービス事業	1,431	1.02%	4,853	1.57%	441,618	0.77%
サービス業（他に分類されないもの）	8,193	5.81%	16,121	5.22%	3,801,218	6.59%
公務（他に分類されるものを除く）	6,819	4.84%	15,808	5.12%	2,032,199	3.53%
分類不能の産業	5,750	—	9,487	—	1,741,652	—
総計	140,916	100.00%	308,565	100.00%	57,643,225	100.00%
内、女性（割合は全就業者に対して）	69,414	49.26%	148,275	48.05%	26,141,918	45.35%

出典：2020(令和2)年国勢調査 ※表の合計値は、端数処理等の関係で一致しない。

図 有効求人倍率の推移



出典：高知労働局資料を基に作成

出典：第3期(2024～2028年度)高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(3) 経済と産業構造

経済と産業構造から、本市では、「農林水産業の育成」、「観光の振興」、「医療・福祉・介護分野の雇用拡大に向けた支援」が必要となっています。

■本市経済と産業構造のまとめ（高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成 27 年 10 月)より抜粋)

- 第一次産業，第二次産業の生産規模が非常に小さく，第三次産業が市内生産額の大半を占めるなど，サービス業に特化した経済構造です。
- 第三次産業の中でも商業，金融・保険，不動産，運輸，通信・放送，医療・保険・社会保障・介護，対事業所サービスといった都市機能に集中しています。
- 域際収支については，市全体で約 4,800 億円の赤字となっており，個別の産業で黒字となっているのは 6 部門，中でも比較的多くの黒字を計上している部門としては，観光業に代表される対個人サービス（82 億円），窯業・土石製品（24 億円），電子部品（19 億円），医療・保険・社会保障・介護（15 億円）の 4 部門となっています。
- 市の農林漁業の自給率は高知県と同じような構造ではあるが，高知県全体で見た時に他の 3 県と比べ農林漁業の自給率が高い，もしくは同程度である農林漁業の自給率が極端に低く，県内のその他の市町村からの購入が非常に多いと考えられます。
- 一方で，本市の産業について，平成 24 年経済センサス活動調査の調査結果を基に，修正特化係数を用いて分析すると，「放送業」をはじめ，「水運業」，「電気業」，「通信業」などが稼ぐ力が高い産業（基盤産業）として挙げられます。また，雇用吸収力の高い産業は，「医療業」，「飲食店」，「社会保障・社会福祉・介護事業」，「飲食良品小売業」などが挙げられます。

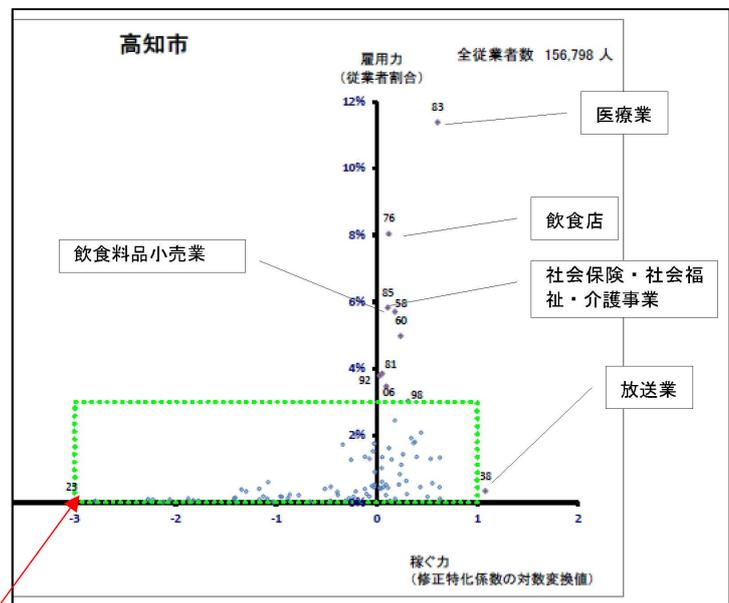
以上を総合すると，本市としては，

1. 生産額も大きく雇用力もある食料品製造業につながる農林水産業の育成
2. 域際収支が黒字で雇用力もある飲食店，宿泊業に効果の高い観光の振興
3. 雇用吸収力の高い医療，福祉・介護分野の雇用拡大に向けた支援

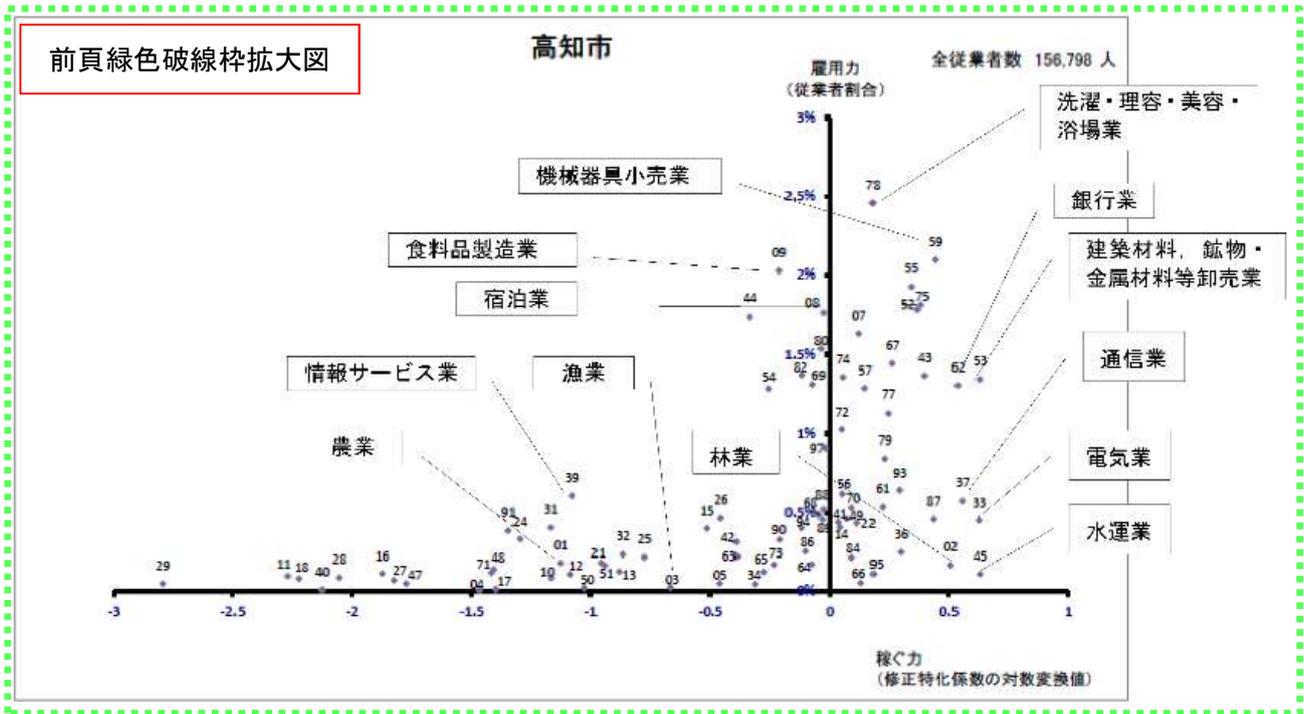
が必要であると考えられます。

注) 本産業連関表の基礎資料作成は平成 17 年であることから，春野町のデータについては含まれていない点に注意が必要。

次頁に拡大図を示します。



出典：高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成 27 年 10 月)



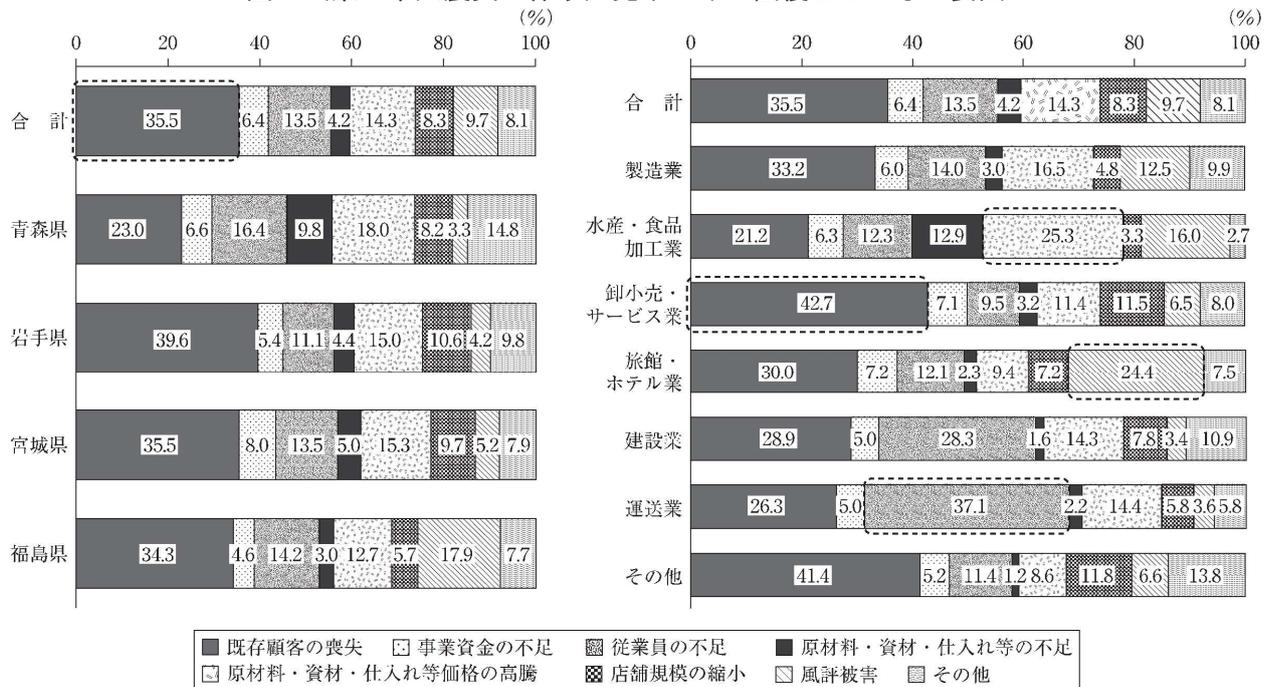
出典：高知市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(平成 27 年 10 月)

(4) 回復の遅れの要因

売上が回復しない事業者の割合が高い業種は、水産・食品加工業、卸小売・サービス業、旅館・ホテル業であり、その主な理由としては、「既存顧客の喪失」が最も多くなっています。

本市の産業別総生産の中でも、大きな割合を占めるサービス業等について、特に支援が必要になると考えられます。

図 (東日本大震災に伴う) 売り上げが回復していない要因



(資料) 経済産業省東北経済産業局「グループ補助金交付先アンケート調査(2019年6月実施)」より抜粋

出典：「東日本大震災被災地における産業復興の現状と課題(令和3年)」—日本総研—

(5) 経済的被害の様相

復興期には、被災地での民間への間接影響として「国際的な競争力・地位の低下」、行政への間接影響として「人口、産業立地回復の遅れ」等が挙げられます。人口減少、産業立地への早急な対応により、産業の競争力維持・向上を図る必要があります。



出典：「南海トラフ巨大地震の被害想定について（経済的な被害）（令和元年6月）」－内閣府政策統括官（防災担当）－

(6) 産業への影響に基づく復興に向けた取り組むべき課題

本市における経済活動、産業別就業者、経済と産業構造、事例による回復の遅れ、災害による経済的被害の様相を踏まえた上で、取り組むべき復興課題として以下に設定します。

①主要産業の再生

発災後も、就業環境を整え、主要産業を継続・維持していく必要があります。

⇒詳細：第3編 復興方針 基本理念 3.なりわいの再生

②雇用の創出

産業の活性化と安定した雇用の創出をすることが必要です。

⇒詳細：第3編 復興方針 基本理念 2.住まいと暮らしの再建, 3.なりわいの再生

③事業継続の支援

補助金等での支援により、事業主が企業再建・事業継続できるようサポート体制を構築します。

⇒詳細：第3編 復興方針 基本理念 2.住まいと暮らしの再建, 3.なりわいの再生

④観光業の再生

豊かな観光資源の早期復旧をすることが必要です。(観光業を復活させ観光客の入込みを促す。)

⇒詳細：第3編 復興方針 基本理念 3.なりわいの再生, 4.歴史・文化の保全と継承

⑤新産業の創出

ICT やロボット技術等を活用した新たな産業の創出などを通して、産業の活性化を図ることが必要です。

⇒詳細：第3編 復興方針 基本理念 3.なりわいの再生

⑥産業の早期復興

東日本大震災の事例では、被災地のサービス業を中心とする産業復興の遅れが人口減少に繋がっているため、早期の復興が必要です。

⇒詳細：第3編 復興方針 基本理念 2.住まいと暮らしの再建, 3.なりわいの再生

⑦競争力の維持・向上

人口減少、産業立地に対し早急な対応を行い、農業施設等の高度化や規模拡大等の取組を支援することで、競争力の維持・向上を図ることが必要です。

⇒詳細：第3編 復興方針 基本理念 3.なりわいの再生

観光業の再生・産業の早期復興イメージ(女川駅前)



第4章 土地利用への影響

(1) 土地利用の状況と変遷

本市の面積は、309 km²であり、森林面積は約174 km²で全体の約56%を占めています。現在、都市計画区域における市街化区域の面積の比率は約30%となっています。平成23年以降、農用地や森林・原野が減少しています。

図 本市の土地利用

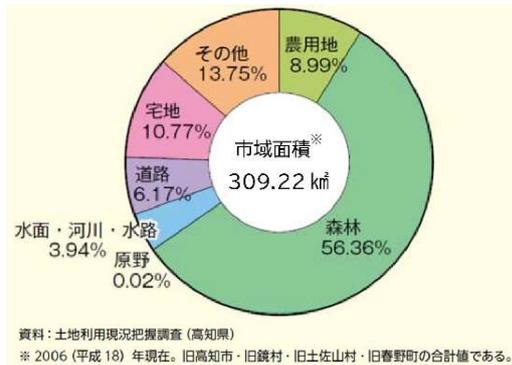


図 本市の都市計画区域と区域区分状況

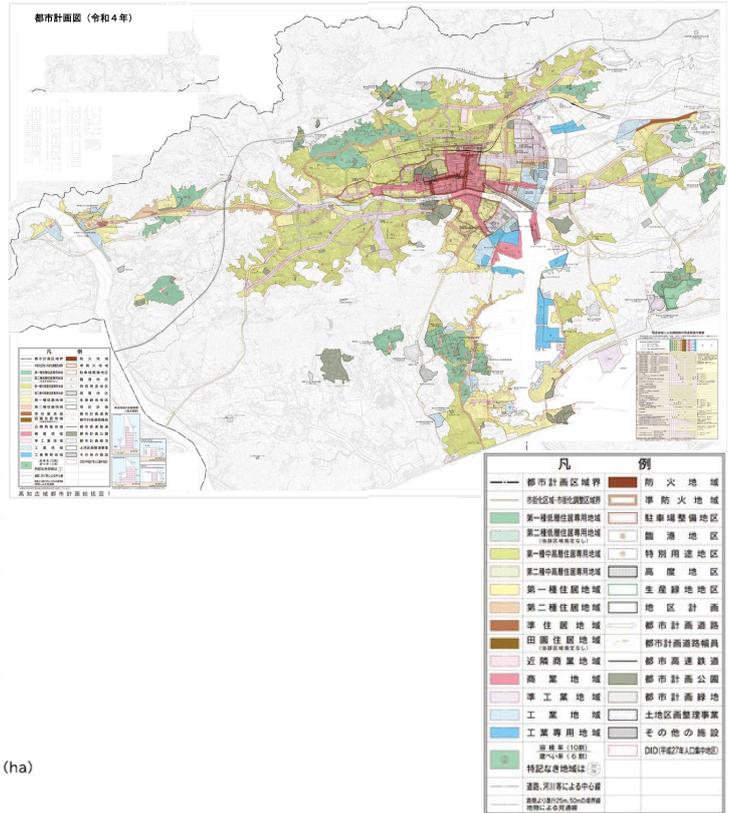
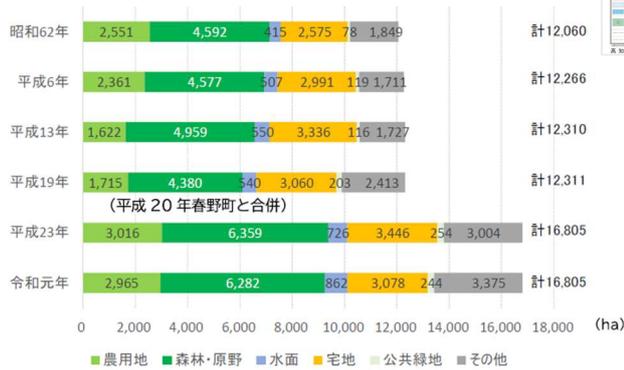


図 都市計画区域内の土地利用の変遷



資料：高知市都市計画マスタープラン

本市の都市計画マスタープランでは、土地利用の基本方針を以下の様に定めています。

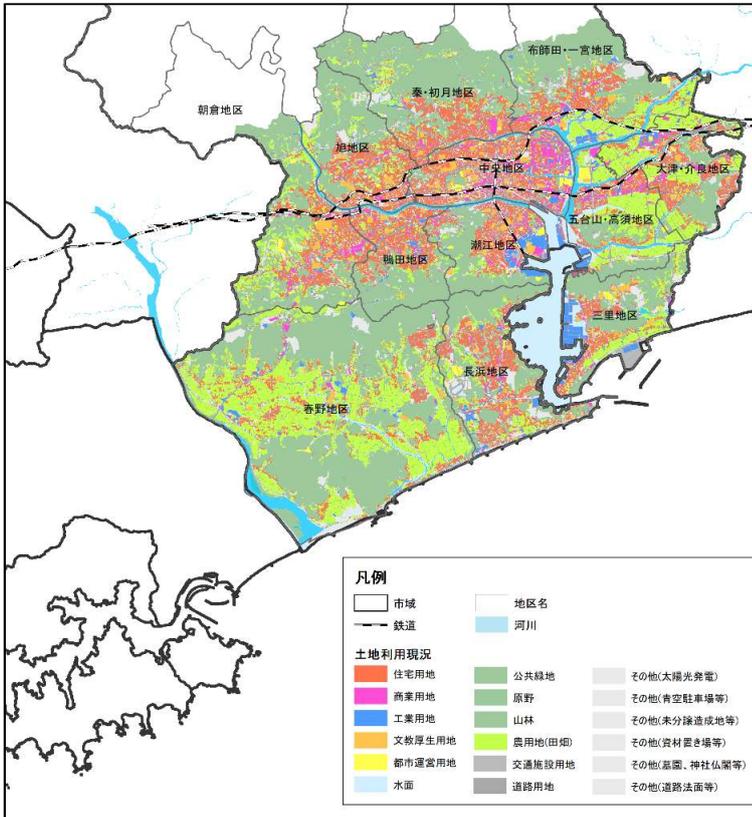
- 人口減少や少子高齢化の進展を見据えて、今後も現在の都市構造を堅持しながら、市街地の外延的拡大の抑制、既存市街地の土地の有効活用など公共投資を効果的に・効率的に行うことにより「持続可能な集約型都市構造」を目指します。
- 市域を構成するそれぞれの地域がその特性を活かしながら、地域の拠点性を強化しつつ、都市部と周辺部が連携する中でバランスのとれた土地利用を図ります。
- 南海トラフ地震では地震・津波被害や液状化、地盤沈下による長期間の浸水が予測され、また、大型台風や集中豪雨等による水災害も懸念されており、新たな土地利用については災害リスクをあらかじめ示すとともに、災害リスクからの回避の視点も考慮して、適切な土地利用を図っていきます。

「高知市都市計画マスタープラン」より抜粋

(2) 土地利用の現状と公共交通

本市の市街化区域には、中心部に商業系の都市機能が集積し、都市周辺部にはモータリゼーションの進展により、大規模団地等が造成され、居住地が広がっています。高知新港や浦戸湾沿岸には工業系の土地利用が見られ、市街化調整区域には、山林や農用地が広がっています。

図 都市計画区域内の土地利用現況



出典：都市計画基礎調査

本市の公共交通網は、市域を東西に横断する広域幹線である JR 土讃線、はりまや橋を中心に運行する路面電車及び路線バス、市周辺部や過疎地を運行する乗合タクシー（コミュニティ交通）により形成されています。まちづくりと連携した総合的な公共交通ネットワークを再構築するため、以下の目標及び施策を推進しています。

表 (地域公共交通計画の) 目標及び施策と目標到達のための事業

目標1 地域公共交通の総合的なネットワークの構築	
施策1 総合的な地域公共交通ネットワークの構築	事業1 地域ぐるみで支える仕組みづくり 事業2 バス路線の再編 事業3 鉄道を活用した広域幹線の機能強化 事業4 コミュニティ交通の導入
施策2 交通結節機能の強化	事業5 交通結節ポイントの機能強化
目標2 利用者ニーズに即した公共交通サービスの提供	
施策3 利便性の高い運行サービスの提供	事業6 運行ダイヤ・運行便数・運賃等の見直し
施策4 サイクルアンドライド・パークアンドライドの推進	事業7 サイクルアンドライドの推進 事業8 パークアンドライドの推進
目標3 すべての人が利用できる公共交通環境の形成	
施策5 生活交通の確保・維持	事業9 バス路線の確保・維持 事業10 乗合タクシーの確保・維持
施策6 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	事業11 バス停・電停等の利用環境の改善 事業12 バス・電車車両の改善
目標4 事業者、行政、市民の積極的な利用促進	
施策7 利用促進・広報活動の実施	事業13 路面電車を活かした魅力づくり 事業14 多様な情報サービスの提供 事業15 イベント等における広報活動

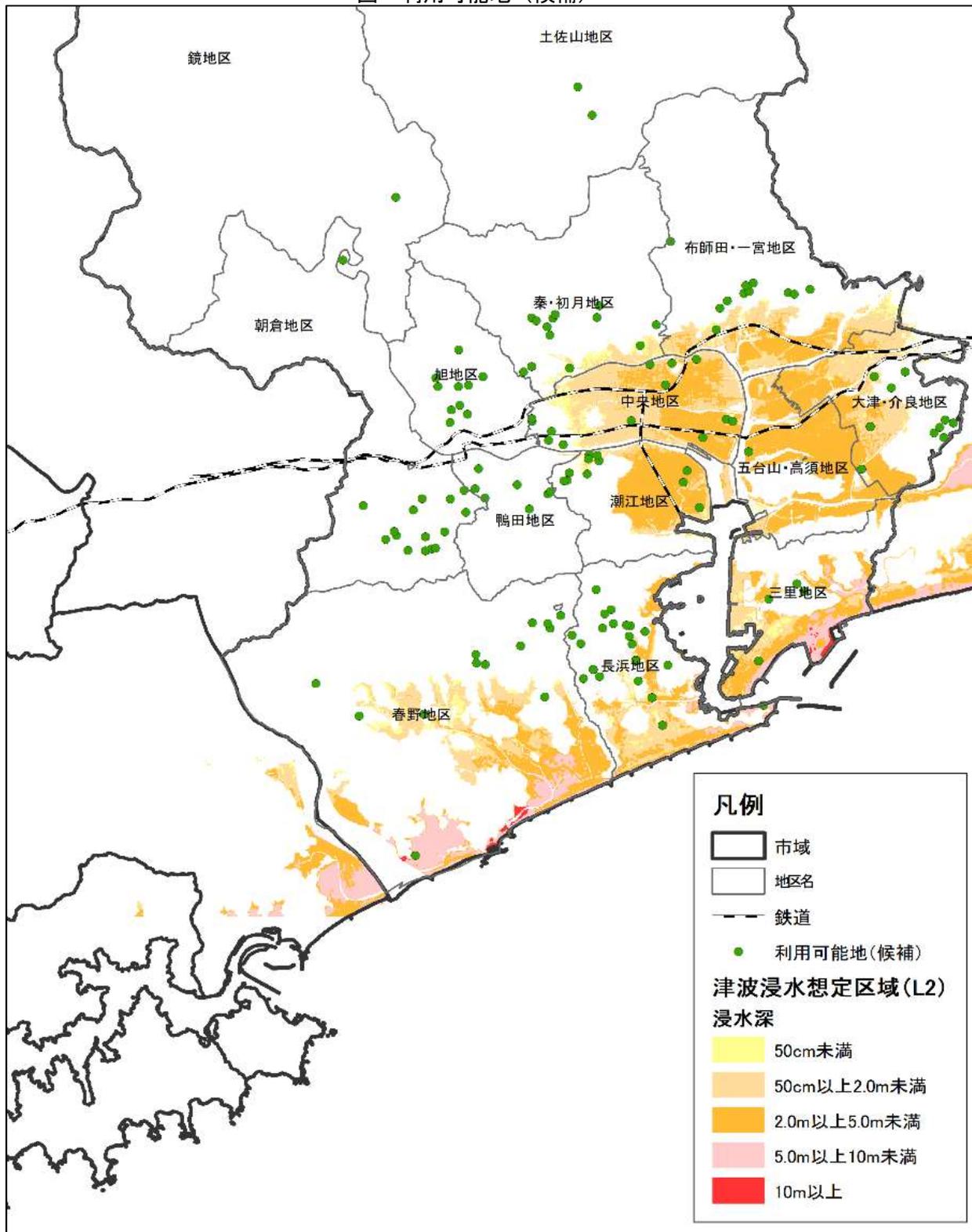
出典：「2022 高知市地域公共交通計画（令和4年3月）」

(3) 利用可能地

「高知市南海トラフ地震応急期機能配置計画」では、応急期に必要となる土地の候補地リストを整理しています。発災後は、被災状況に応じて利用可能地を設定し、機能を配置します。

ただし、各機能として、「市物資集積所」が約 6,000 m²、「災害廃棄物仮置場」が約 150 万m²、「応急仮設住宅建設用地」が約 35,000 戸分不足しており、用地不足の解消に向け、検討を行う必要があります。

図 利用可能地（候補）



(4) 土地利用への影響に基づく復興に向けた取り組むべき課題

本市における土地利用の状況等，土地利用の現状と公共交通，利用可能地を踏まえた上で，取り組むべき復興課題として以下に設定します。

①持続可能なまちづくりの推進

被災後も人口減少や少子高齢化の進行を見据えて，現在の都市構造を維持しながら，市街地の外延的拡大の抑制，既成市街地の土地の有効活用，交通ネットワークの確保，既存施設を効果的・効率的に行うことにより，「コンパクトで持続可能な集約型都市構造」を目指します。

⇒詳細：第3編 復興方針 基本理念 1.安全安心なまちの再生，2.住まいと暮らしの再建

②交通ネットワークの確保

被災後の安心できる暮らしと産業の早期復興を実現すべく，耐震性の確保や避難路，緊急輸送路の整備を踏まえた，早急な交通ネットワークの確保を目指します。

⇒詳細：第3編 復興方針 基本理念 2.住まいと暮らしの再建，3.なりわいの再生

③事業効果を踏まえた土地利用の検討

国・県とも連携を密に取りながら，ハード整備の効果を踏まえた土地利用を図っていく必要があります。

⇒詳細：第3編 復興方針 基本理念 1.安全安心なまちの再生，2.住まいと暮らしの再建

交通ネットワークの確保イメージ
(高知駅，とさでん交通の軌道と国道32号)



第5章 歴史文化を継承する視点

(1) 高知市の歴史文化

本市は、坂本龍馬を筆頭に多くの歴史上の人物を輩出しており、桂浜や五台山などの歴史・文化資産が重要な観光の拠点となっており、高知で歌い継がれてきた歌と南国の情熱・自由な気風がミックスされて生まれた「よさこい祭り」は全国に広がっています。開設以来 300 年以上の歴史のある「街路市」には多くの人々が集まります。

また、消費量日本一を誇るかつおに代表される豊富な食材が、高知の気候風土に育まれています。

近世から現在に至るまで土佐国の中心地として発展してきたが、地域コミュニティの衰退により、世代間や地域間の交流、担い手が減ってきています。



長宗我部元親初陣の像



坂本龍馬像



土佐の日曜市



郷土料理（かつおのたたき）



よさこい祭り



皿鉢料理

(2) 歴史文化を継承する視点を踏まえた上で復興に向けた取り組むべき課題

本市の歴史上の人物、桂浜、五台山などの歴史・文化資産が重要な観光拠点を形成しており、さらに「よさこい祭り」や日曜市などの「街路市」も多くの市民・観光客などを集めています。これら歴史・文化資源を継承するため、取り組むべき復興課題として以下に設定します。

①地域特有の文化の継承

地域の祭りや伝統芸能、食文化に触れる機会を通じて、地域特有の文化を大切にすることを育むとともに、世代間や地域間の交流などを通じて、後世に地域文化を着実に継承し、発展させていくまちを目指します。また、広域的な歴史・文化資産を活かした復興まちづくりを目指します。

⇒詳細：第3編 復興方針 基本理念 4.歴史・文化の保全と継承， 5.地域共生社会の実現

②歴史的建造物等の復興

歴史的建造物等に配慮し、それらを活かした円滑な復興まちづくりを目指します。

⇒詳細：第3編 復興方針 基本理念 4.歴史・文化の保全と継承， 5.地域共生社会の実現

③震災の記憶の伝承

記憶を伝承する機能の整備を検討します。

⇒詳細：第3編 復興方針 基本理念 4.歴史・文化の保全と継承， 5.地域共生社会の実現

④スポーツの復興

スポーツ施設の復旧・集約化を行い、スポーツを通じた豊かで生きがいのある生活の復興を目指します。

⇒詳細：第3編 復興方針 基本理念 4.歴史・文化の保全と継承， 5.地域共生社会の実現

震災の記憶の伝承イメージ(南三陸町復興祈念公園)



第3編 復興方針

「復興方針」では、事前復興まちづくり計画の方針として目指すべき姿を示し、災害から迅速、かつ着実に復興を果たすため、基本理念1～5及び各理念の目標を示します。

第1章 事前復興まちづくり計画の方針

(1) 目指すべき姿

本市は、過去幾度となく、様々な自然災害に直面し、その課題に取り組んできました。南海トラフ巨大地震のような、予測が困難な自然災害に対して、備えを充分に行い、地域のコミュニティを守り育て、繰り返す自然災害を乗り越えていかなければなりません。市民や事業者が共に育ったまちを離れず、住み続け愛される「まち」、未来に向けて、人が集まり、産業が発展し、笑顔が輝く「まち」を目指します。



【高知市総合計画】

- まちづくりの理念 「自然と人の共生 人と人の共生 自然と人とまちの共生」
- 将来の都市像 「森・里・海と人の環 自由と創造の共生都市 高知」

(2) 基本理念と復興に向けた取組

事前復興まちづくり計画における目指すべき姿を実現するために、基本理念と復興に向けた取り組みを以下のとおり示します。

基本理念1 安全安心なまちの再生

再び被災したとしても人命が失われないことを最重要し、ハード・ソフトの施策を組み合わせたまちづくりを進めます。

復興に向けた取り組み

- 居住地復興パターンの検討
- 安全なエリアへの移転を検討
- ハード対策及びソフト対策の実施

基本理念2 住まいと暮らしの再建

誰もが再び日々の生活を取り戻すことができる被災者一人ひとりに寄り添う復興を目指します。

復興に向けた取り組み

- 持続可能なまちづくりの推進
- 交通ネットワークの確保
- 事業効果を踏まえた土地利用の検討
- 人口減少の克服
- 早期帰還の対策
- 教育・医療・福祉の対策

基本理念3 なりわいの再生

多様な資源や潜在的な可能性など地域の特性を活かした復興の実現を推進します。

復興に向けた取り組み

- 主要産業の再生
- 雇用の創出
- 事業継続の支援
- 観光業の再生
- 新産業の創出
- 産業の早期復興
- 競争力の維持・向上

基本理念4 歴史・文化の保全と継承

「ふるさと」に愛着を持ち、暮らし続けていくうえで、心の支えとなる歴史・文化を大切にする地域づくりを進めます。

復興に向けた取り組み

- 地域特有の文化の継承
- 歴史的建造物等の復興
- 震災の記憶の伝承
- スポーツの復興

基本理念5 地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が役割を持ちながら支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

復興に向けた取り組み

- 人口減少の克服
- 総合計画との連動
- 早期帰還の対策
- 教育・医療・福祉の対策



◆方針

災害による被害を最小限にとどめることのできる、安全なまちづくりを行う

【根拠】

- ・高知市総合計画では、主要課題に『市民の生命と財産を守る』があり、[大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める]が設定されています。
- ・たとえ被災しても「人命が失われないこと」を最重要とします。
- ・周期的に発生する南海トラフ地震に備え、災害に強いまちづくりを実現します。

«関連計画»

- ➔高知県復興方針 「1. 命を守る」
- ➔高知市総合計画 「①大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める」
- ➔高知県事前復興まちづくり計画策定指針
 - ・庁舎、学校等の災害対策の拠点となる施設は浸水しないエリアへの配置を基本とする。
 - ・居住地は浸水しないエリアへの配置を基本とする。ただし、被害想定や市街地の立地状況等から現地再建が望ましい地域は、多重防御により、津波浸水を抑え居住することとする。
 - ・店舗や工場等の施設は、地域産業の早期再建の観点から、津波浸水を許容した土地利用を検討する場合には避難対策を前提となる。

■ハード面における目標

- (1)復興に向けた市街地整備方策は、都市構造や被災状況等により、災害に強いまちづくりの視点に基づき、現地再建、嵩上げ再建、新市街地整備、高台移転の市街地復興パターンについて検討し、安全な市街地・公共施設の整備を行います。(参考資料1～3)
- (2)二線堤など津波に対する多重防御の施設建設等、津波に対するハード対策を図ります。
- (3)庁舎、学校等の災害対策の拠点となる施設は、耐災性のある堅牢な建物で津波による浸水深以上の階へ避難できる施設とするなど、災害時の機能確保を図ります。
- (4)再度来襲する可能性のある津波等の災害から地域を守る港湾・海岸施設の復旧を国・県と連携し迅速に行います。^(※)
- (5)津波避難ビルの指定や避難路の再整備、災害公営住宅の高階層化などにより安全な避難場所を確保します。
- (6)防災無線などの避難に必要な情報インフラの施設を再構築します。

(7)避難における安全性や延焼遮断性の向上を図るとともに、緊急車両の通行や円滑な緊急活動を可能とするため、防災道路等を整備します。

(8)地震による地盤沈下に伴う排水区域の拡大に対し、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行っていく「流域治水」の考えを踏まえ、排水ポンプの整備等を行います。

(※)再度来襲する可能性のある津波とは、おおむね100年～150年に1回発生するL1地震による津波の事です。

■ソフト面における目標

(1)地震発生後、命が失われないようにするためには、自ら判断し、自らの身を守るための知識の習得や、津波から「逃げる」意識の浸透を図ることが必要であることから、講習会、防災訓練や各種イベントなど、さまざまな普及啓発の取組を行います。

(2)市全体及び各地域の特性や被災状況を踏まえ、防災活動体制の強化、避難計画等の作成、「高知市地域防災計画」の見直し・充実を図ります。

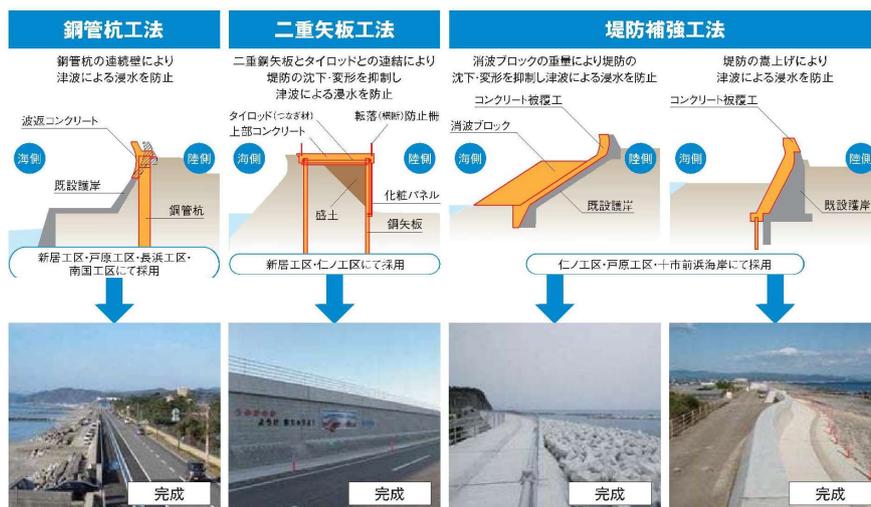
(3)平時からの近所付き合いや住民同士の支え合い活動、地域での行事などを通じて住民同士がつながりを持つことで、被災により分断された地域コミュニティを早期に復活させ、地域防災力の強化を図ります。

(4)高齢者や子ども、障害者など、すべての人が支え合う地域共生社会の実現を目指し、相談支援体制の整備や公衆衛生環境の向上を進めることで、災害関連死、孤独死などを防ぎます。

◇ポイント

- ・本市は、都市機能が集積し、農水商工などの様々な土地利用がされ、歴史や文化の成り立っている都市構造を鑑み、南海トラフ地震の被害状況から地域の状況に応じた市街地復興により、災害に強いまちづくりの視点から、再び被災しても人命が失われないまちを実現します。
- ・市民や児童生徒の安全安心な環境を確保するため、早期の災害復旧事業により耐災性を考慮した改修を実施します。その際、各防災拠点である庁舎、学校等の統廃合・再編など総合的なあり方の検討を行い、防災拠点施設として効果的な機能配置を行います。
- ・学校教育や社会教育の場などを通じて、市民一人ひとりが「自らの命は自らで守る」「津波が来たら逃げる」という防災の基本を再確認し、防災に関して知識の習得や向上の機会を設けるとともに、「自助・共助・公助」の考えに基づいて様々な普及・啓発に努めます。
- ・被災した高齢者、子ども、障害者等が安心して日常生活を送れるよう、相談窓口の拠点となるサポートセンターを設置し、応急仮設住宅における孤独死ゼロの取組や災害関連死の防止に繋がる、総合相談等を行うとともに、保健・医療・福祉の関係機関・団体や地域と連携し、自立に向けた生活支援、コミュニティ支援などを行います。

地震・津波に強い堤防整備(高知海岸堤防) 国土交通省



参考資料 1 災害に強いまちとは

災害に強いまちとは、住宅の耐震化や不燃化が進み、まちの基盤である街路を救急車や消防車がいつでも活動できるように整備し、地域の人々が活動するための公園・広場が確保され、緑化され、貯水槽など防災設備が整備されているようなまちですが、しかしそれだけでは万全ではありません。

阪神・淡路大震災でも、最も多くの被災者を壊れた住宅から救出したのは地域の人々です。被災後の生活でも支えあい、助け合ったのは地域の人々でした。

災害に強いまちとは、街の施設や環境が安全で快適に整備されていることと同時に、地域の人々が助け合える（共助できる）ような関係が構築されていることが不可欠です。

例えば、平成 7 年の阪神・淡路大震災においては、平成 5 年からまちづくり協議会が活動していた、神戸市長田区の野田北部区域では、行政とともに大国公園やコミュニティ道路の整備を進めていました。震災で発生した大火災はこの大国公園とコミュニティ道路で食い止められたのです。さらに、震災後の復興にも野田北部まちづくり協議会を中心に神戸市と連携して復興に取り組むことができたので、神戸でも最も早く復興まちづくりが実現できたのです。

同じ神戸市の真野地区は、昭和 50 年代からまちづくり活動を展開してきた有名な街でした。人々と地域の企業との日頃の交流のおかげで、震災時も住民と企業のバケツリレーなどの消火活動で火災を消し止めました。街の復興も震災前に進めていた街づくり活動をもとに、地域で力を合わせて取り組んできました。また、まちづくりの交流のおかげで全国からの応援もありました。その震災から復興までの地域活動の経験やノウハウを全国各地へ伝えています。

これらの取組は、街路や広場の整備といったハードな取組と、住民の活動によるソフトなまちづくりを総合的に展開している復興（そして防災）まちづくり活動のモデルとして、各地で参考にされています。

出典：特集 いまこそ災害に強いまちづくりを：防災情報のページ - 内閣府 (bousai.go.jp)

参考資料 2 各復興パターンの特徴

■ 現地復興・再建のパターン

- ・地盤沈下により浸水範囲が排水不良となることに対する下水道管渠，側溝等の再整備，雨水ポンプの増強等
- ・再度の同等レベルまたは同等レベル以下においても，浸水被害を受ける可能性
- ・地盤を嵩上げした場合，生活者の日常の上がり下がり（階段等）の負担（バリア＝“高さ”を作ることにより浸水への対応が日常のバリアとなる）
- ・生活者の心的負担（地震発生＝津波）
- ・幹線道路等が現状に存在しないと，整備のタイミングが遅れる可能性（津波の影響を受けるということは津波を受けないところから最も遠いため，資材・機材の搬入が遅れる可能性）
- ・「一時的に逃げる」機能の整備・協定の締結（津波避難タワー，津波避難マンション等）

■ 移転復興・再建のパターン

- ・市街地の拡大に伴う都市基盤・生活基盤の維持・管理の増加
- ・移転元における住宅建築に対する規制，職住一致の生活から職住分離の生活とそれを支える道路ネットワークの整備
- ・移転元においても一定の土地利用を可能とするための都市基盤等の再整備の必要性
- ・移転先の移住地の適正な土地利用の管理（空き地・空き家の発生，移転先整備直後が最大の利用状態）
- ・生活者のコミュニティへの配慮
- ・予測が難しい整備規模（災害の範囲に伴う整備）

出典：中小企業庁：2022年版「中小企業白書」第5章 災害からの復旧・復興，強靱化 (meti.go.jp)

参考資料 3 住宅移転の目安 - 東日本大震災の調査より -

○ 住宅移転の目安

東日本大震災の調査結果では，浸水深 2.0m 以下の場合には建物が全壊となる割合は大幅に低下することが明らかとなっている。

東日本大震災の被災市町では，住宅の建築を禁止している区域の用途を，概ね想定浸水深 2.0m 以上としている。

東日本大震災の被災市町		住宅の建築を禁止している区域（各市町HPより）
岩手県	宮古市	想定浸水深が 2.0m 以上の地点を含む地形地物により区画された区域
	山田町	想定浸水深が 2.0m 以上の区域
	大船渡市	想定浸水深が概ね 2.0m 以上
宮城県	岩沼市	想定浸水深が 2.0m を超える区域であり，著しく危険な区域
	山元町	想定浸水深が概ね 3.0m を超える地区

参考資料4 市街化調整区域の土地利用

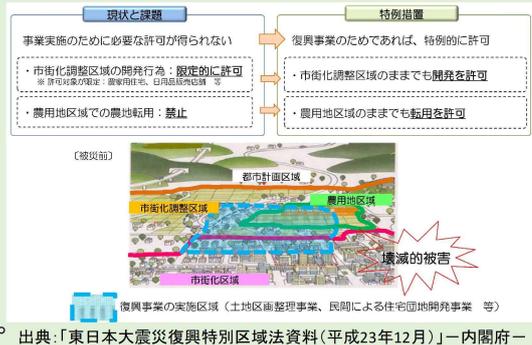
《参考》一市街化区域への編入一

市街化調整区域においては、都市計画法に基づき開発行為は原則認められていない。

また、農地の大部分は農用地区域（農振法）が指定されており、農地転用基準（農地法）と合わせ、市街化区域よりも、土地利用の再編におけるハードルが高い。

東日本大震災の被災地では、津波の被災地域が市街化区域等の中心であったため、津波により浸水しないと想定される市街化調整区域における農地等の宅地転用が広範囲で行われた。

本市の、現状は比較的コンパクトな市街地であるが、地形的制約等から、事前復興を進める際または発災後に、土地利用の再編を大規模に行うこととなり、進め方によっては市街地拡大のおそれがある。



早期復興に向けて、事前復興として、市街化調整区域を利用する可能性があるため、関係者間で協議の上、方向性を決めておくことが重要。

発災後の事例

市街化区域内で、居住用地の確保が困難（大規模な移転の場合）

・市街化調整区域内の、居住用地の確保が必要
・田畑や山間部の土地利用

【メリット】
・条件によっては、早期復興ができる
・集約したまちができる
・散々せず、地域コミュニティが継続できる

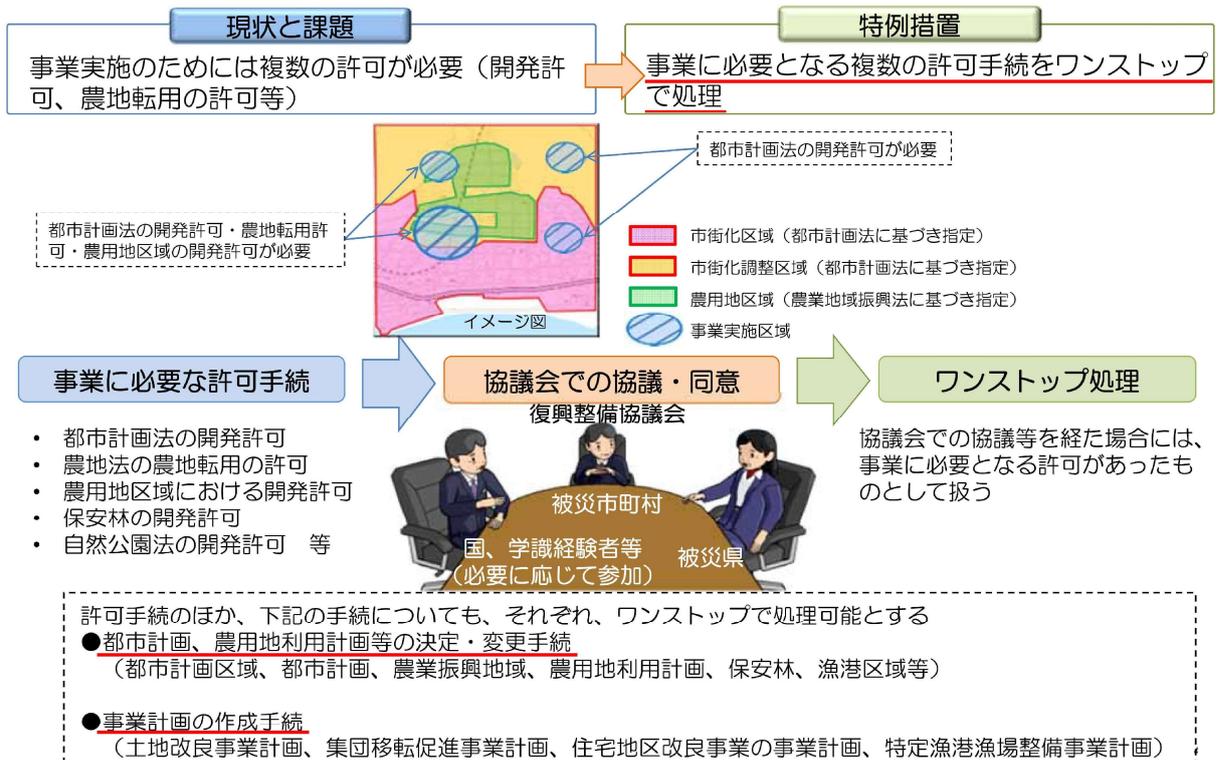
津波の被害を受けないor頻度が低い+一定浸水深以下の場所

・現地再建

【デメリット】
・莫大な工事費用(高知市の負担は不明)
・市街地拡大により、将来的な自治体の負担が大きい
・復興に時間がかかる
・元地の土地利用制限の仕方が決まっていない

参考資料5 東日本大震災における農業振興地域制度等

事業実施に必要な許可手続のワンストップ化



出典：「東日本大震災復興特別区域法資料（平成23年12月）」 - 内閣府 -



◆方針

様々な手法を組み合わせ、安全で快適な居住環境を迅速に整える

【根拠】

- ・命を守った後、避難所生活から仮設住宅に移行し、最終的に定住型住居が必要となります。
- ・平時の生活に戻すため、都市基盤の復興を早期に実施することが重要です。
- ・次なる災害への備えとともに、暮らしやすさや地元への愛着心など、暮らしやすく魅力的なまちづくりを実現します。
- ・住宅や都市機能施設を早期に復興し、市民の快適な生活を確保します。

◀関連計画▶

➡高知県復興方針 「2. 生活を再建する」

➡高知市総合計画

「①大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り、まちの安全を高める」

「④すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える」

「⑤知・徳・体の調和のとれた人材を育てる」

「⑥豊かな自然環境の保全と低炭素・循環型社会を創る」

「⑧多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く」

➡高知県事前復興まちづくり計画策定指針

・新しいまちは可能な限り既存のまちの近くに整備し道路網や公共交通を確保する。

・点在する複数の小規模集落については、公共サービス維持の観点から集約化も視野に入れつつ、既存コミュニティの再建を踏まえて復興を検討する。

■ハード面における目標

(1)地域特性(海に面した地や内陸地等)を踏まえ、被災地域からの移転や安全性が高められた地域への集約については、可能な限り既存のまち(集落)の近くに整備し、道路網や公共交通を確保しつつ、持続可能なコンパクト・プラス・ネットワークを目指します。

(2)県との共同による応急的な住まいの提供について、より確実に必要戸数を確保するため、建設及び賃貸による応急仮設住宅の早期の供給に努めるとともに、仮設診療所の整備や福祉・介護サービスの提供など医療・福祉による生活支援について検討します。(参考資料6)

(3)自力再建困難な被災者には、災害公営住宅を提供します。その際、コミュニティ維持を含めた被災者ニーズに適切に対応するとともに、建設戸数の適正規模に留意します。また、仮設住居から定住型住居へのスムーズな移行を図ります。

(4)保健、医療、福祉、教育に関する施設等については、被害状況に応じて、施設の整備を含め、施設機能の早期復旧に努めます。

(5)市民が安心して生活できるよう、道路や上下水道等の早期復旧を行うとともに、耐震化を図ります。

(6)地域の移動ニーズを踏まえた上で、地域住民の重要な生活基盤である公共交通機関の早期再開を図ります。

■ソフト面における目標

(1)住宅再建、ライフラインの復旧、罹災証明等に関する相談窓口を設置するなど、安心して暮らせる生活の再建を支援します。

(2)大規模の被災により幼児教育・保育・学校教育等の機能が失われた場合、早期復興に向けた環境を整備するとともに、日常の学校生活を復活させ、子どもの健全育成を図ります。(参考資料7)

(3)被災者の不安や抑うつ等の心の問題に早期に関わることにより、精神疾患の発症防止を図るとともに、高血圧等生活習慣病の悪化を防ぎ、心身の健康の維持増進に努めます。また、地域とのつながりを再構築し、孤立化を防ぎます。

(4)各種支援金の支給や、負傷又は住居、家財に被害を受けた被災者に対する災害援護資金など、被災者への経済的な対策を検討し、必要な支援を講じます。

◇ポイント

- ・道路網や公共交通を確保することにより、既存の街と新たに整備された市街地を繋ぎ、若者から高齢者まですべての世代が便利で快適に暮らせるようなコンパクトなまちづくりを目指します。
- ・避難所等から応急仮設住宅等に住まいを映した後も、孤立することなく心身ともに健康に暮らせるよう、入居者が集うことのできるスペースを確保するとともに、新たなコミュニティの中で生活する入居者の見守りや生活・健康相談、個別訪問の実施など、被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を実施します。
- ・防災機能を果たす緊急輸送道路の復旧や橋梁等施設の計画的な耐震化・長寿命化を図り、災害に強い道路ネットワークを整備します。
- ・上下水道は、重要なライフラインであることから、管路等の耐震化に引き続き計画的に取り組み、災害に強い基盤整備を進めます。
- ・相談窓口には、各種支援制度を紹介するガイドブックやリーフレット等を配置し、制度の周知を図ります。
- ・既存制度を含め、被災者の生活再建を支援する各種事業を実施するとともに、相談窓口を設置し、公的な支援制度に係る相談、情報提供等を実施します。また、法律の専門家の協力による二重ローン問題解消等の相談対応など、民間の支援制度に係る情報提供を行います。

戸建てタイプの災害公営住宅 宮城県名取市(高知県資料)



地区内に整備された戸建てタイプの災害公営住宅

参考資料 6 災害時における対応 (建設事業者の確定・発注, 用地の確定)

2. 平常時からの準備

2.4 建設事業者等との協定・発注準備

2.4.1 協定

- これまで、都道府県においては、社団法人プレハブ建築協会(以下、プレ協という。)との間で応急仮設住宅の建設の協力協定を結んできたところであるが、地元の建設業界団体等とも新たに協定を結ぶところが増えてきている。
- これら建設事業者については、それぞれの特性を踏まえ、災害規模等に応じて発注する必要がある。都道府県において予め発注の考え方を整理するとともに、協定において、仕様、供給方法、工期等についても整理しておくことが望まれる。

3. 災害時における対応

3.3 建設事業者の確定・発注

3.3.1 協定団体等との協議と発注

【被災都道府県】

- 協定に基づく(計)プレハブ建築協会、地元建設事業者団体、もしくは公募事業者等に対し、それぞれ予定戸数の提示と建設事業者の斡旋要請を行う。
- 候補用地について、協定団体の協力を得つつ現地確認を行う。
- 確定した用地について、協定団体等に配置計画等の提案を求め、その内容を確認する。
- 協定団体から斡旋を受けた建設事業者等に、用地と配置計画案を示し、工期予定、見積もり等を徴収し、建設指示(発注に相当)を行う。
- なお、これらの配置計画等の作業する上では、現地確認や設計作業等が必要となるため、地域の建築士事務所協会等に作業協力を依頼し、連携して実施することも考えられる。
- 複数の市町村において被害が生じている場合、原則、準備が整った順に着工すべきものと考えられる。この場合、被害が大きく準備が遅れる市町村における建設が後回しになる可能性があるが、遅くとも一定期間内に必ず建設すること、応援職員を派遣すること等を説明し、理解を得ることが望まれる。

3. 災害時における対応

3.4 用地の確定

3.4.1 候補用地リストの確認

【被災都道府県】

- 被災都道府県で用地を担当する者は、災害発生後ただちに把握される被災の情報と候補用地リストを突合し、被災による各用地の使用可能性の検討、地域別及び全体としての推計必要戸数の充足状況を確認する。
- 用地については、市町村が主体的に選定することとされており、災害時の被災市町村の体制の脆弱性に鑑み、都道府県等が用地選定の支援を行う。

【被災市町村】

- 市町村は、候補用地リストの被災状況、使用可能性の確認を行う。
- 予め想定された候補地では不足する場合、準ずる優先度の用地の確認を行う。

【国土交通省】

- 国土交通省は、市町村の用地の調査等に、必要に応じUR 都市機構や他の自治体等の応援職員を派遣する調整を行う。

3.4.2 用地の確定

【被災都道府県】

- 被災都道府県は、協定団体等の協力を得て要請を受けた建設用地の確認を行い、用地として確定する。

【被災市町村】

- 被災市町村は、候補用地を確認し、住民の意向等を聴取もしくは想定し、被災都道府県に建設を要請する。

出典：「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」(平成 24 年 5 月 国土交通省)

参考資料 7 子どもの健全育成（こども基本法の基本理念より）

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

出典：「こども基本法（こども家庭庁）概要」



◆方針

産業活動の早期再開と地域資源の活用により、経済の再生を図る

【根拠】

- ・命を守った後、暮らしの復興を進めていく中で、生計を立てるために働く場所の確保が必要となり、基本理念1, 2と同時進行で、産業の再生を行わなければなりません。
- ・市内の従事者が、他市町村や他県へ流出することを防止し、本市の地域資源を守れるよう、早急に産業を再生する必要があります。
- ・住民が安全・安心して暮らせるよう、産業及び経済活動を再生する必要があります。

«関連計画»

- ➡高知県復興方針 「3. なりわいを再生する」
- ➡高知市総合計画 「②地産外商, 観光振興により, 高知の強みと地域資源を活かした産業を興す」
- ➡高知県事前復興まちづくり計画策定指針
 - ・地形や気候を活かしたなりわいを早急に再生し、地域に住み続ける基盤を築く。
 - ・多様な資源や潜在的な可能性など地域の特性を活かした復興を実現。

【土地利用の基本的な考え方】

- ①店舗や工場等の居住を伴わない事業系の施設は、地域産業の早期再建の観点から津波浸水を許容した土地利用も検討する。
- ②農業・漁業集落は、命を守るため、職・住分離も視野に検討する必要があります。なりわいと暮らしが深く関わるため、住みやすさと働きやすさを考慮して、宅地や農地などを配置する。

■ハード面における目標

- (1)初動期もしくは応急期には、共同仮設工場・共同店舗の設置を進めるなど、事業所の確保を図ります。(参考資料8)
- (2)被災した事業者に対して、事業用地の確保や工業団地、それに伴うアクセス道路・インフラの整備を進めます。
- (3)店舗や工場等の居住を伴わない事業系の施設は、地域産業の早期再建の観点から、災害危険区域内においても、避難タワー・避難ビルや避難路等が整備されている区域では建築を可能とする基準について検討します。
- (4)災害復旧事業等により、農林漁業用施設等の復旧、再建施策を行う。農地の生産基盤の復興に向けて、農業用施設や用排水施設を早期に復旧します。
- (5)観光施設の再建・整備や誘致活動を行うなど、観光客を呼び戻す施策を講じます。

■ソフト面における目標

- (1)被災した事業者に対して、新たな事業再建用地等の情報提供を行い、商工会議所等との連携のもと経済的支援等を実施するなどし、雇用の維持・確保を図ります。(参考資料 9, 10)
- (2)事業の安定化を見据えた持続可能な物流や販路を早期に構築します。
- (3)既存産業に加え、6次産業化を含めた地域資源の効果的な活用により、産業全体の活性化を図ります。(参考資料 11)
- (4)産業の早期復興を目指し、デジタル技術(ITやAI等)の活用により生産性の向上と事業構造の変革の促進を図ります。(参考資料 12)
- (5)災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を図るため、公共施設をはじめ住宅や事業所における太陽光などの再生可能エネルギー設備の導入を積極的に進め、併せて省エネルギーの更なる推進に努めます。
- (6)漁業・水産加工業、農業、林業が機能的に再編・強化され、付加価値の高い地場産品として流通・販売の支援強化を図り、多様な担い手の確保・育成を推進します。
- (7)国内外の観光客に評価される観光地域づくりに向けて、発災後も「自然」「歴史」「食」の観光基盤を守り、発展させていきます。

◇ポイント

- ・被災後も事業を継続的に実施できるよう、地域の事業者に対し、雇用維持に関するさまざまな支援を実施します。また、就労の場を失った被災者に対する支援を行います。
- ・国内外の見本市への出展促進や商談会等の開催による新たな販路・新規顧客の開拓など、販売力強化を支援し、中小企業の売上向上を図ります。
- ・観光等関連産業との連携強化を図り、食を中心とした産業の振興と高知のブランド力を高めていきます。

産業・なりわいの再生 宮城県石巻市(復興庁資料)



参考資料 8 なりわいの再生

仮設商店街・店舗 No. 2

陸前高田を再び元気に！陸前高田1号仮設店舗開業 ～『陸前高田元気会』～ 【岩手県陸前高田市米崎町字松峰地区】

名称：陸前高田元気会
所在地：岩手県陸前高田市米崎町字松峰 92-1、93-1、95-1、96-1、62-1、62-5
種別：仮設店舗兼事務所
延床面積：1,041㎡
入居者：弁当・仕出料理製造、冠婚葬祭会館、ヤマザキショップ、スポーツ用品店、理容・美容店、学習塾、コインランドリー・クリーニング取次店、中華料理店、生花・葬儀店
区画数：11区画
建物構造：軽量鉄骨造 1階建て2棟、軽量鉄骨造 2階建て1棟
事業開始：平成23年7月20日
完成：平成23年10月19日
供用開始：平成23年11月1日(商店街オープン)

岩手県陸前高田市は、地震と津波により平坦な市街地が壊滅的被害を受けた。各商店街も例外ではなく全ての店舗、施設が流失し、商業・サービス機能が全て消失した。
陸前高田市は、再利用の難しい平坦地を避け、再び津波で被災することのない高台に位置する民有地等を借受けて、中小機構に多数の仮設施設整備を要望した。
このうち、米崎町字松峰では、9店舗が集入する仮設施設を計画し建設工事を進めていたが、平成23年10月19日に建物工事が完成。本仮設施設は、11月1日に入居する事業者で構成する「陸前高田元気会」が開業セレモニーを実施し、仮設商店街がオープンした。



仮設工場・事務所他 No. 8

仮設魚市場の整備により地域産業の復興を目指す ～『田野畑村島越地区 | 仮設事業所』～ 【岩手県田野畑村島越地区】

名称：田野畑村島越地区 I 仮設事業所
所在地：岩手県下閉伊郡田野畑村島越104番地2
種別：仮設市場、事務所及び倉庫
延床面積：1,085㎡
入居者：田野畑村漁業協同組合
区画数：3区画
建物構造：軽量鉄骨造 1階建て3棟
事業開始：平成23年8月31日
完成：平成23年12月27日
供用開始：平成23年12月29日

岩手県田野畑村島越地区は、県内唯一の第4種漁港である島の越漁港があり村水産業の拠点となっていたが、東日本大震災により多くの水産関連施設が損壊した。
田野畑村では事業用仮設施設のほか、漁業の早期復旧のため、被災した市場等施設や漁業者のための加工場、倉庫の建設を中小機構に要望した。
そのうち、魚市場を中心とした施設については、平成23年8月31日に仮設施設整備事業を開始し、平成23年12月27日に完成した。
その後、魚市場では平成24年1月4日に新年の初競りが行われた。



出典：「仮設施設整備事業 整備事例 岩手県（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）」

参考資料 9 - 事業者向けの復興支援事業（復興庁） -

■ 新商品開発や新規事業の立ち上げ、販路開拓、生産性向上等の支援

- ・ 地域復興マッチング「結の場」
- ・ 被災地域企業新事業 ハンズオン支援事業
- ・ 専門家派遣集中支援事業
- ・ 復興庁クラウドファンディング支援事業
- ・ 産業復興事例集の発行
- ・ 政策調査官（企業連携推進室）

■ 新しい産業の創造・産業の復興

- ・ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）
- ・ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

出典：産業復興の主な取り組み | 産業復興データ | 産業復興事例集 2022～2023 (reconstruction.go.jp)

参考資料 10 – 事業者向けの復興支援事業（中小企業庁） –

■ 資金繰り支援

- ・被災中小企業への資金繰り支援（政策金融）【財政投融資】
- ・マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融資】
- ・被災中小企業への資金繰り支援（信用保証）

■ 二重債務問題対策

- ・「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による再生支援
- ・再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

■ 工場等の復旧への支援

- ・中小企業組合等協同施設等災害復旧事業
- ・施設・設備の復旧・整備に対する貸付け
- ・仮設工場・仮設店舗等整備事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】
- ・なりわい再建支援事業
- ・なりわい再建資金利子補給事業
- ・中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）
- ・地方公共団体による地域企業再建支援事業
- ・事業復興型雇用確保事業

■ 防災・減災対策

- ・中小企業強靱化対策事業【中小企業基盤整備機構運営費交付金の内数】
- ・中小企業等経営強化法（事業継続力強化計画）
- ・中小企業防災・減災投資促進税制【税制】
- ・社会環境対応施設整備基金（BCP 融資）【財政投融資】
- ・中小企業 BCP（事業継続計画）普及の促進
- ・小規模事業者支援法による事業継続力強化支援計画の推進

■ その他の対策

- ・特別相談窓口等の設置
- ・中小企業電話相談ナビダイヤルの実施
- ・特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）
- ・中小・小規模事業者の事業再開等支援事業
- ・輸送等手段の確保支援事業
- ・人材確保支援事業
- ・6次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業
- ・地域の伝統・魅力等の発信支援事業
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

出典：中小企業庁：2022年版「中小企業白書」第5章 災害からの復旧・復興，強靱化（[meti.go.jp](https://www.meti.go.jp)）

参考資料 11 6次産業化とは ～農林水産省HPより～

「6次産業化」とは、農林漁業者(1次産業)が、農産物などの生産物の元々持っている価値をさらに高め、それにより、農林漁業者の所得(収入)を向上していくことです。

生産物の価値を上げるため、農林漁業者が、農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするものです。

「6次産業」という言葉の6は、農林漁業本来の1次産業だけでなく、2次産業(工業・製造業)・3次産業(販売業・サービス業)を取り込むことから、「1次産業の1」×「2次産業の2」×「3次産業の3」のかけ算の6を意味しています。

参考資料 12 デジタル技術の取組み(産業のデジタル化)

デジタル庁

4 産業のデジタル化

- ・ 事業者が利用しやすいように行政サービスをデジタル化し、必要な支援が事業者にもスムーズに届く環境を整えます。
- ・ 行政データを事業者が利用できるようにすることで、新たな産業の創出を後押しし、産業全体のトランスフォーメーションを加速します。

日本発のIT製品・サービスの育成	事業者向け行政サービスの利便化	中小企業のデジタル化支援	産業全体のDX化の後押し
海外のクラウドサービスに過度に依存しないよう、国内のスタートアップの育成を支援します。 価値の源泉となるデータを、安全に管理する技術や仕組みを開発します。	行政手続の申請・届出等をオンラインでできるようにします。 事業者が共通のIDでさまざまな行政サービスにログインし、利用できる環境を整備します。	IT専門家との相談を受けられる体制を整備し、中小企業のデジタル化を支援します。 IT導入補助金を通じて、中小企業における電子インボイスへの対応や、会計・経理のデジタル化を推進します。	DX認定制度やDXに取り組む上場企業の選定制度、DXへの投資を促進する税制などを通して、産業全体のDXへの取組を後押しします。 産業分野別のガイドラインの整備等によって、サイバーセキュリティを強化します。

※ eKYC : electronic Know Your Customerの略称。
オンラインで完結可能な本人確認方法のこと。

デジタルガバナンス・コード

18

出典 : 「デジタル社会の実現に向けた重点計画 (デジタル庁)」



◆方針

被災後も、脈々と地域に根ざした歴史や文化などの地域資源を次世代に継承する

【根拠】

- ・大規模な被害により、まちの姿や生活のあり方等が大きく変化する中で、被災者の精神的苦痛に寄り添い、故郷を感じることでできる心の拠りどころが重要となります。
- ・被災により、本市特有の歴史・文化が失われないよう保全するとともに、継承の担い手を確保する必要があります。
- ・本市の重要な地域資源である歴史・文化を守ることは、観光サービス業等の産業・経済を再生することにもつながります。

《関連計画》

- ➡高知県復興方針 「4. 歴史・文化を継承する」
- ➡高知市総合計画 「②地産外商、観光振興により、高知の強みと地域資源を活かした産業を興す」
「④すべての市民が安心して健やかに暮らすことができる環境を整える」
「⑦土佐の風土に根ざした歴史・文化を受け継ぎ発展させる」
- ➡高知県事前復興まちづくり計画策定指針
 - ・脈々と地域に根ざした歴史や文化など地域の資源を次世代に継承する。

【土地利用の基本的な考え方】

- ①歴史や文化などの地域資源を地域の心の支えとなるシンボルとして再生・活用する。

■ハード面における目標

- (1)本市所有の旧山内家下屋敷長屋や旧関川家住宅などの歴史的建造物の復旧について早期着手を目指します。(参考資料 13)
- (2)芸術文化の拠点施設の復旧について早期着手を目指します。(参考資料 13)
- (3)震災の記憶や震災を通じ得られた教訓を風化させることなく後世に伝える取組を行います。
- (4)スポーツ施設の整備などにより、スポーツを通じた住民の健康増進と復興への活力を高めます。

■ソフト面における目標

- (1)人々の暮らしとともに歴史を積み重ねてきた「おきゃく」や街路市など市独自の文化の早期再開を目指し、高知の魅力や強みとなる貴重な地域資源を復活させます。
- (2)よさこい祭りや高知龍馬マラソン、こうちまんがフェスティバルなど、参加者が活力を感じ、交流が生まれるイベントの実施などを通し、自由闊達で創造性に富んだ独自の文化の力による魅力あるまちを復活させます。

(3)野球やサッカーなど、地元スポーツチームの活動再開を支援するとともに、活躍を応援することで復興への活力を高めます。

(4)災害発生後、市民一人一人の心の復興を目指して文化活動の再開を支援し、芸術や歴史、食、まんがなどの文化振興によるまちづくりを推進します。

(5)復興に伴う住環境の整備が図られても、豊かで生きがいのある生活を送るためには、生涯学習・文化、生涯スポーツの振興は必要であり、情緒豊かな人材を育成する文化振興事業及びスポーツ振興事業を充実させます。

(6)芸術文化に触れる音楽・文化イベントなどの機会を設け、震災で荒んだ被災者の心に寄り添い、心のケアを行います。

(7)どろんこ祭りや輪抜けさまなど、地域に伝わる伝統行事や風習について、魅力的な文化を早期再開し、継承していきます。

◆ポイント

- ・被災した本市所有の歴史的建造物や芸術文化施設の保護・復元を図るため、NPOをはじめ、財団、大学研究等の協力を得ながら、国・県と連携し、被災した文化財の災害復旧事業を推進します。
- ・震災による被災状況や震災からの復旧・復興のプロセスを、市民や専門家等との協働により記録・保存するとともに、集積された様々なデータについて、幅広い活用を図ります。
- ・よさこい祭りや高知龍馬マラソンなど、復興に資する文化イベントや文化活動に対する支援を行うとともに、多くの市民が参加し、まちのにぎわいにもつながる文化イベントを断続的に開催し、高知の復興の姿や観光資源の魅力を積極的にアピールする。

津波被害地を歩く白澤子踊（岩手県大槌町）



出典「文化芸術による復興推進コンソーシアムコラム」

東日本大震災の事例では、上記のような、祭りを復活させる事は、被災者の励みや希望となりました。

よさこい祭り（高知市資料）

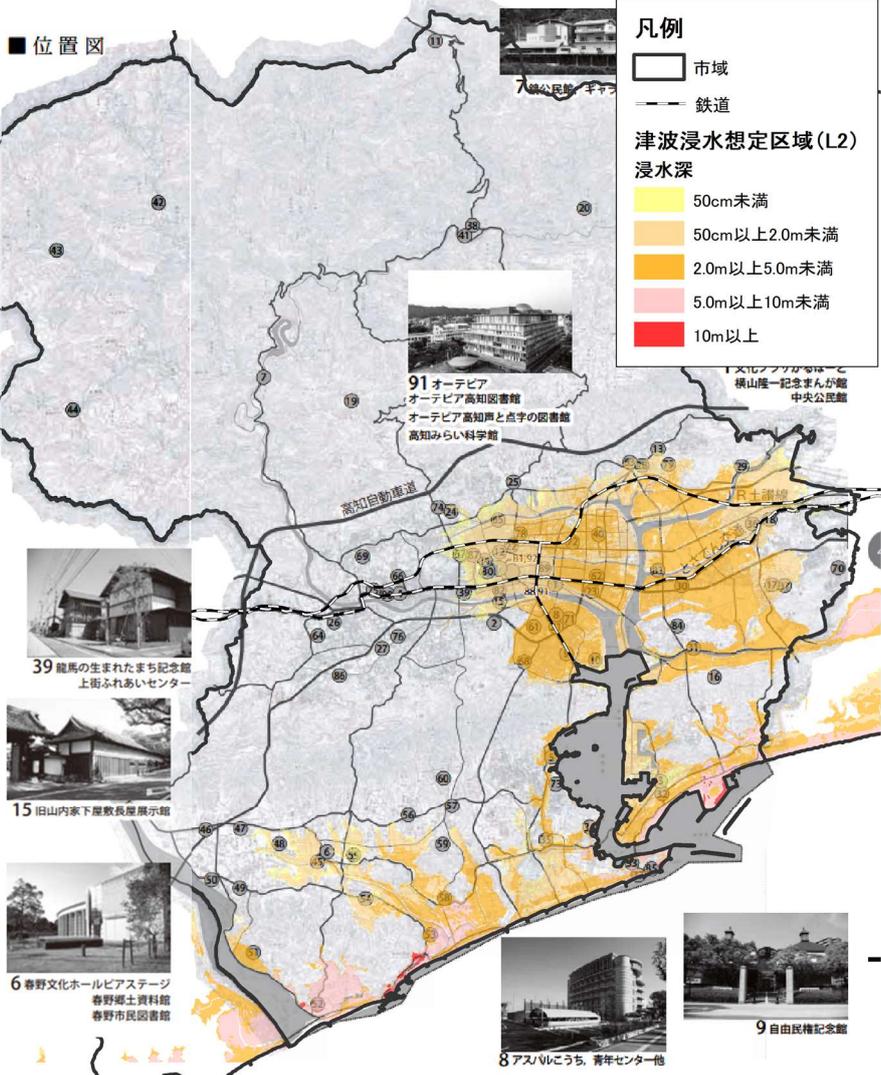


参考資料 13 浸水想定区域内の歴史・文化施設数 (47箇所)

■ 一覧表 (2022(令和4)年1月現在)

1	文化プラザかるぼと、横山隆一記念まんが館、中央公民館
2	葦山文化会館
3	三里文化会館
4	旭文化センター、木村会館、旭市民図書館
5	横浜文化センター
6	春野文化ホールピアステージ、春野郷土資料館、春野市民図書館
7	鏡公民館、ギャラリー白雲、鏡図書室
8	アスバルこうち、青年センター他
9	自由民権記念館
10	わんぱくこうち
11	工石山青少年の家
12	大川筋武家屋敷資料館
13	旧関川家住宅民家資料館
14	寺田真彦記念館
15	旧山内家下屋敷長屋展示館
16	清口雄幸生家記念館
17	介良民具館
18	大津民具館
19	田中良助旧邸資料館
20	山嶽資料館
21	潮江市民図書館
22	江ノロコミュニティセンター、江ノロ市民図書館
23	下知コミュニティセンター、下知市民図書館
24	初月ふれあいセンター、図書室
25	奏ふれあいセンター、図書室
26	朝倉ふれあいセンター、図書室
27	輪田ふれあいセンター、図書室
28	一宮ふれあいセンター、図書室
29	布師田ふれあいセンター、図書室
30	高須ふれあいセンター、図書室
31	五台山ふれあいセンター、図書室
32	三里ふれあいセンター、図書室
33	浦戸ふれあいセンター、図書室
34	御堂ふれあいセンター、図書室
35	長浜ふれあいセンター、長浜市民図書館
36	大津ふれあいセンター、図書室
37	介良ふれあいセンター、図書室
38	土佐山公民館、土佐山図書室
39	龍馬の生まれたまち記念館、上街ふれあいセンター
40	弥右衛門ふれあいセンター
41	土佐山夢産地パーク交流館かわせみ
42	吉原公民館
43	柿ノ又公民館
44	梅ノ木公民館
45	春野公民館
46	春野公民館弘園上分館
47	春野公民館弘園中分館
48	春野公民館弘園下分館
49	春野公民館森山分館
50	春野公民館新川分館
51	春野公民館西郷分館
52	春野公民館仁ノ分館
53	春野公民館甲斐分館
54	春野公民館秋山分館
55	春野公民館西分館
56	春野公民館芳原分館
57	春野公民館内ノ谷分館
58	春野公民館諸木分館
59	春野公民館平和分館
60	春野公民館南ヶ丘分館
61	潮江小学校生涯学習室
62	昭和小学校生涯学習室
63	一宮小学校生涯学習室
64	朝倉小学校生涯学習室
65	一ツ橋小学校生涯学習室
66	旭東小学校生涯学習室
67	小高坂小学校生涯学習室
68	潮江南小学校生涯学習室
69	横内小学校生涯学習室
70	介良潮見台小学校生涯学習室
71	潮江東小学校生涯学習室
72	江陽小学校生涯学習室
73	横浜小学校生涯学習室
74	初月小学校生涯学習室
75	旭小学校生涯学習室
76	輪田小学校生涯学習室
77	浦戸小学校生涯学習室
78	江ノロ小学校生涯学習室
79	一宮東小学校生涯学習室
80	高知城
81	県立文学館
82	県立県民文化ホール
83	県立美術館
84	県立牧野植物園
85	県立坂本龍馬記念館
86	県立ふくし交流プラザ
87	県立塩見記念青少年プラザ
88	県立高知城歴史博物館
89	高知よさこい情報交流館
90	こうち男女共同参画センター「ソーレ」
91	オーテピア オーテピア高知図書館 オーテピア高知声と点字の図書館 高知みらい科学館
92	県立公文書館、 高知まんがBASE

■ 位置図



凡例

- 市域
- 鉄道
- 津波浸水想定区域(L2)
- 浸水深
 - 50cm未満
 - 50cm以上2.0m未満
 - 2.0m以上5.0m未満
 - 5.0m以上10m未満
 - 10m以上

出典：高知市文化振興ビジョン

◆方針

コミュニティ活動の促進や地域防災力の向上により、地域共生社会を実現する

【根拠】

- ・現在、本市は人口減少や少子高齢化が進み、住民同士のつながりが希薄化、地域活動の担い手不足など、コミュニティ活動の継続が困難な地域が見られます。
- ・東日本大震災においては、避難や避難所生活で家族と地域コミュニティのつながりがもっとも心強かったとの声が多くあり、日頃から互いに支え合う関係づくりをしていくことが大切です。
- ・大規模災害に対応するためには、自助(自分の命は自分で守る)や共助(自分たちのまちは自分たちで守る)に基づく地域防災力の強化が大切であり、平時から地域行事などを通じて住民同士の交流を深めるとともに、自主防災組織による防災活動の推進を図っていくことが必要です。(参考資料14)
- ・地域のあらゆる住民が役割を持ちながら支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

«関連計画»

- ➡高知県復興方針 「5. 地域の課題等の解決につなげる」
- ➡高知市総合計画 「⑧多様な主体と連携・協働しながら共に発展し、自主自立のまちを築く」
- ➡高知県事前復興まちづくり計画策定指針
 - ・地域の課題やグローバルな課題等を解決する先進的なまちづくり
 - ・人口減少、少子高齢化、担い手不足などの諸課題を解決する先進的なまちづくり

【土地利用の基本的な考え方】

- ①公共サービスの維持などのために集落の集約化による住みやすいまちづくりや、高度化した情報通信技術等による新しい生活スタイルも踏まえ、以前より住みやすいまちづくりを目指す。
- ②持続可能な社会の実現を目指した視点等を盛り込む。

■ハード面における目標

- (1)教育活動や社会活動、コミュニティ活動等の拠点となる学校、各地域のふれあいセンター（コミュニティセンター）等は、地域コミュニティの拠点であるため、早期の復旧を行い、機能回復を図ります。
- (2)地域特性(海に面した地や内陸地等)を踏まえ、被災地域からの移転や安全性が高められた地域への集約については、可能な限り既存のまち(集落)の近くに整備し、道路網や公共交通を確保しつつ、持続可能なコンパクト・プラス・ネットワークを目指します。(再掲)
- (3)震災の記憶や震災を通じ得られた教訓を風化させることなく後世に伝える取組を行います。(再掲)

■ソフト面における目標

- (1)仮設住宅や集団移転先での新しいコミュニティに対応するため、町内会や民生委員・児童委員等の住民による地域の見守り活動再開について、支援を行います。
- (2)学校や地域において、実際の地域活動(地区運動会や夏祭り等)を通じて、子ども・保護者・地域住民といったコミュニティを広げ、地域に根付く持続的なコミュニティ形成を図ります。(参考資料 15)
- (3)被災により変貌した地域に対して、復興により新たに整備されたまちや既存地域の町内会活動、地域内連携協議会等の地域団体の活動に向けた支援を行い、地域防災力の強化を図ります。
- (4)民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、福祉委員による活動など、地域福祉の推進や課題解決の基盤となる住民の地域福祉活動を支援し、活動の再開を図ります。
- (5)町内会・自治会、民生委員児童委員活動、サロンや子ども食堂等の集いの場の活動再開を高知市社会福祉協議会等と共に支援し、行政内部における組織の横断的な連携を強化しながら地域課題の解決を目指します。

◇ポイント

- ・被災者が孤立することないように、地域住民や保健・医療・福祉・介護に関する専門機関などが連携して支えていく、地域包括ケアの体制づくりを進めます。
- ・地域づくり活動に携わる人々の高齢化が進む中、地域の活性化のためには若い世代の担い手の育成が不可欠であり、伝統ある地域のまつりや魅力あるイベントへの若者の参加を促進し、地域愛ひいては郷土愛を醸成するとともに、担い手育成に取り組みます。
- ・日頃から地域の相談や情報の収集、行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などを行い、地域と共に課題解決に取り組むことを通じて、災害時においても、市民・地域と行政が連携し、地域の状況に応じた迅速かつ柔軟な対応ができる体制を整えていきます。

高知家 子ども食堂 (四国電力資料)



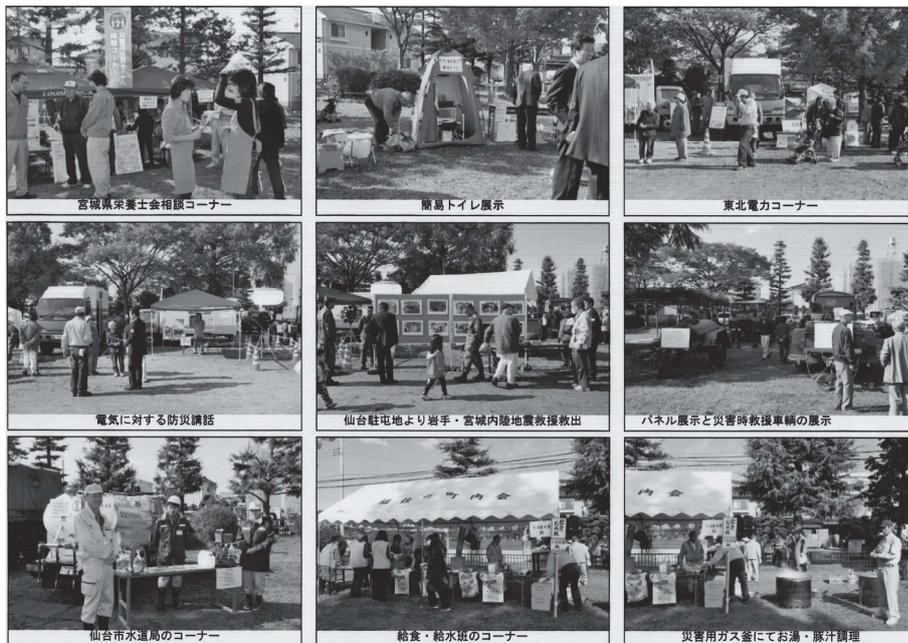
参考資料 14 自主防災組織

【自主防災組織とは】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚，連帯感に基づき，自主的に結成する組織であり，災害による被害を予防し，軽減するための活動を行う組織である。

災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては，「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第2条の2第2号）として，市町村がその充実に努めなければならない旨規定されています。

【宮城県仙台市宮城野区 福住町内会活動事例】



出典：東日本大震災における自主防災組織の活動事例集(消防庁国民保護・防災部防災課)

参考資料 15 地域との学校の地域コミュニティを学ぶ機会

【地域との学校の地域コミュニティを学ぶ機会】

高知市の学校教育において，社会への参画態度を養う学習を通じ地域コミュニティを学ぶ機会を設ける取組を行っている。

地区	具体的な取組
青柳中	たるみ池の清掃
西部中	土佐道路での花植え
南海中	防災計画

第4編 復興組織

第4編

復興組織

「復興組織」では、災害から迅速かつ着実に復興を果たすため、発災から復興の区分を明確にしつつ、本市における復興に向けた組織体制について示します。

第1章 復興組織

南海トラフ地震が発生以降、復興段階が進む中での状況変化に対応するため、災害対策本部から「復興本部」へ体制移行を検討することが求められます。

「復興本部」を設置する場合や設置に至るまでの準備段階を含め、復興に向けた必要な事務について、庁内組織の役割・体制を明確化します。

(1) 復興組織に関する事前整備の必要性

南海トラフ地震が発生した場合、本市では揺れや津波による甚大な被害が想定されており、震災からの復興業務は多岐にわたり、部局横断的な対応が求められます。

このため、本市では、東日本大震災で被害の大きかった自治体（宮城県石巻市～岩手県釜石市）を視察し、早期復興・市民の不安解消をするため、復興に100%専念できる新しい部を創設し、専門のチームを設置することが重要であることを確認しました。

発災後、復興に向けた業務を全庁で一体的かつ迅速に推進するため、災害対策本部とは別に、市長を本部長とした「復興本部」を設置します。

【災害対策本部から復興本部への移行時期】



※災害対応の進行に伴い、被災地域の再建・復興を図る業務を行うため、災害対策本部と復興本部が同時に設置されることが想定される。

(2) 復興本部の体制

「復興本部」は、庁内における復興業務に関する意思決定機関として、本市の目指す復興後の姿を明確に示した復興方針や多岐にわたる各種復興業務を総合的かつ迅速に推進します。

被災状況により、本市における復興業務推進の司令塔として、各部局の統括、特に横断的又は新たな視点での対応が必要となる分野を専任で所管する「災害復興部」の設置を検討します。

「復興本部」の設置期間は、復興期間の目標である約8年を目途とします。

(3) 災害復興部の事務分担

災害後の復旧・復興期においては、各部局は通常業務に加えて、復興業務への対応が必要となります。

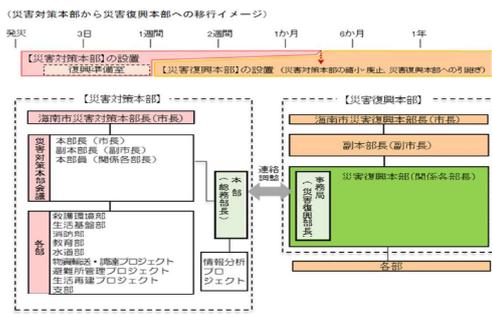
人員については、当面の期間、国や他自治体等からの応援職員が期待できるものの、効率的・効果的に業務に対応していくことが不可欠となるため、新たに災害復興部（仮称）を設け、復興業務の司令塔的な役割を果たす必要があります。

通常業務と復興業務を振り分け、または統一的に対応することが望ましい業務についての基準を以下に示します。

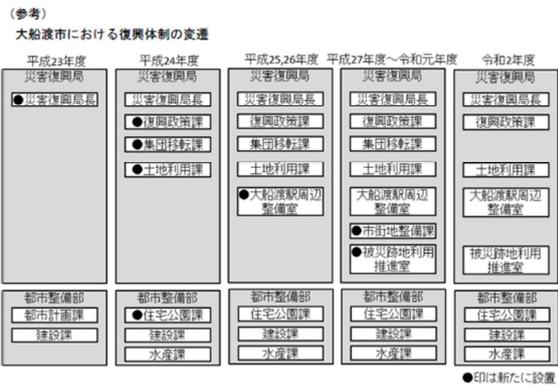
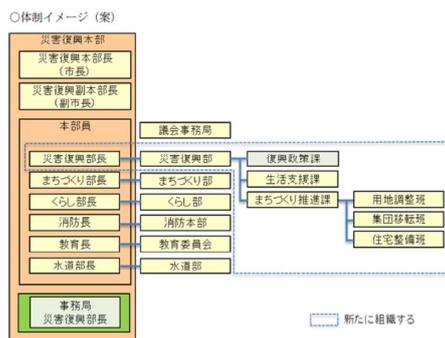
表 事務分担の基準

	既存各部局	災害復興部
役割	○災害復興部が所管する業務以外。	○復興業務の全庁的な総合調整。 ○地域防災計画等に位置付けられた業務のうち、統一的に所管することが特に効率的・効果的な業務。
分担基準	①復興対応であっても、業務目的や趣旨が通常業務と同一と考えられる業務。 ②専門性やノウハウ、市民・事業者との関係性等の観点から、通常業務と連動して対応したほうが効率的・効果的と考えられる業務。	①事務手続や根拠法令等が、通常業務とは特に異なる復興期特有の業務。 ②複数の部局で対応が必要な業務等であって、統一的に所管することが効率的・効果的な業務。
人員	○従来定数をベースとして、業務の増減に応じて調整。	○各部局から必要に応じた人数を異動配置。不足分は庁外からの応援職員等を配置。

参考資料 他自治体の復興組織（海南市・大船渡市）



（本市における初年度の災害復興本部の体制イメージ）
次頁に示す大船渡市の体制を参考に、初年度の災害復興本部の体制として、復興政策課、まちづくり推進課（用地調整班、集団移転班、住宅整備班）の設立や、東日本大震災の課題でもあった災害による肉体的・精神的ダメージを受けた被災者に対する迅速かつ総合的な支援のため、被災者の生活支援を目的とした生活支援課を応復旧期の段階で組織することを検討します。



（出典：「大船渡市_復興記録誌『東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承』を基に作成）



大船渡市では、平成23年3月13日頃から復興に向けた新たな組織体制の検討に着手しました。検討にあたっては、大船渡市のちり地震の災害誌や他市の災害誌を参考にしました。3月23日、東日本大震災からの復興を推進する専任部局として「災害復興局」が設置され、局長以下6名を配置しました。
その後、同年4月11日には、市長を本部長とする市災害復興推進本部を設置し、令和2年度まで継続して、復興の推進に取り組みました。

(4) 災害復興部における各課の役割・体制

本市における災害復興部における各課の役割と体制は、以下に示す通りとします。
また、下記に示す以外の復興に関する業務については、各所管課で実施します。

① 復興総務課

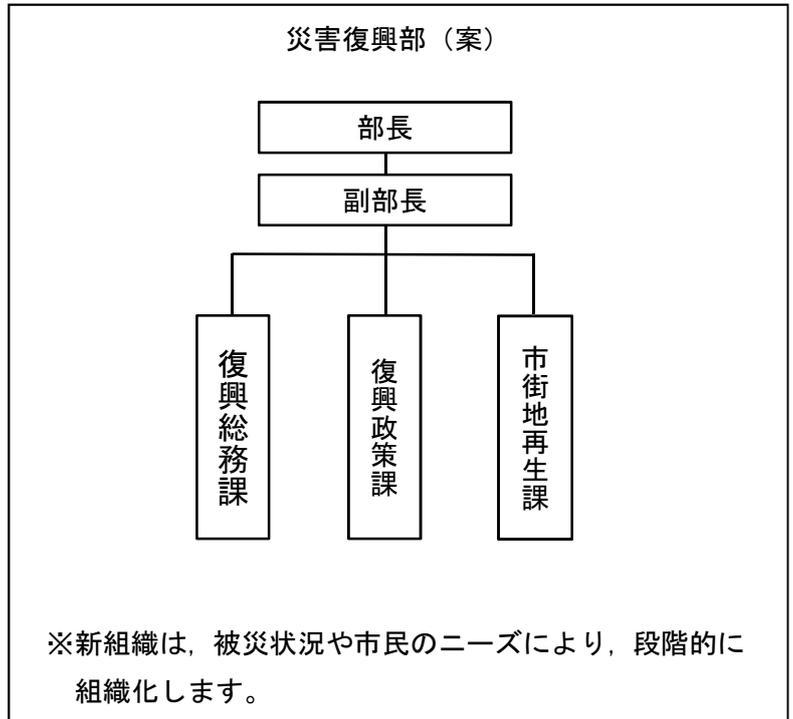
- ・復興本部の庶務及び運営に関すること
- ・被災者からの相談の受付に関すること
- ・被災証明の受付及び発行に関すること
- ・広域避難に関すること
- ・国、県その他関係機関との連絡及び調整に関すること
- ・災害派遣要請及び受入れに関すること
- ・その他、復興に関する事務で、他部の所管に属しないこと

② 復興政策課

- ・復興方針の策定及び復興計画の策定に関すること
- ・復興委員会の運営に関すること
- ・復興に関する条例、規則の制定に関すること
- ・災害復興部の予算に関すること

③ 市街地再生課

- ・防災集団移転促進事業に関すること

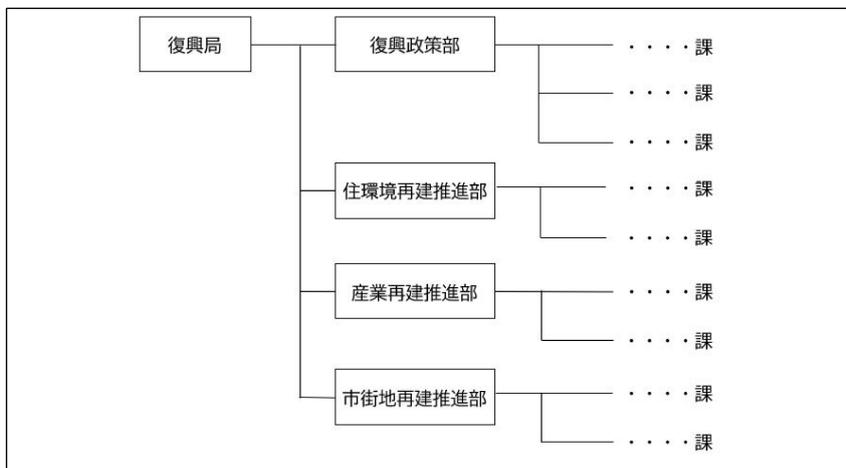


参考資料 和歌山市事前復興計画における庁内組織

第2項 庁内組織の改正

災害復興本部体制において復興関連事業を実施していくにあたり、より機能的な組織運営を図るため、庁内組織の新設を含めた庁内組織の改正を検討します。

○新たな組織（仮称：復興局）のイメージ



(5) 復旧・復興期における既存各部署の役割

① 既存部署の役割イメージ

既存の各部署の役割としては、災害の規模・機能等により弾力的に対応します。

組織の役割については、現時点では明確に定めることは難しいことから、大災害時において必要とされる最低限の役割を役割イメージとして整理しました。

② 既存部署の事務（案）について

【災害復興部】		
部の名称	平常時の事務	復興時の事務
災害復興部		(1) 災害復興計画の決定および総合調整に関する事項 (2) 被災者の総合相談窓口および被災証明に関する事項 (3) 広域調整に関する事項
【各既存部】		
部の名称	平常時の事務	復興時の事務
総務部	(1) 総合企画、総合調整に関する事項 (2) 人権行政の連絡調整に関する事項 (3) 文化振興に関する事項 (4) 生涯学習に関する事項 (5) 自由民権運動に関する事項 (6) 文化財に関する事項 (7) 広域行政に関する事項 (8) 統計に関する事項 (9) 組織に関する事項 (10) 事務管理に関する事項 (11) 情報システムに関する事項 (12) 秘書及び広報・広聴に関する事項 (13) 文書に関する事項 (14) 条例等の審査に関する事項 (15) 情報公開の総合調整に関する事項 (16) 人事に関する事項 (17) 契約に関する事項 (18) その他、他の部の所管に属しない事項	(1) 所管施設や日常業務の復旧、復興に関する事項 (2) 関係機関等の応援要請や受入に関する事項 (3) 人人体制の確保に関する事項 (4) 職員の健康管理に関する事項
防災対策部	(1) 地域防災に関する事項 (2) 地震対策に関する事項 (3) 危機管理の総合調整に関する事項	(1) 災害対策本部に関する事項 (2) 水防の総合調整に関する事項 (3) 危機管理の総合調整に関する事項 (4) 避難所の運営に関する事項
財務部	(1) 管財に関する事項 (2) 市の財政に関する事項 (3) 市議会に関する事項 (4) 税務に関する事項	(1) 所管施設や日常業務の復旧、復興に関する事項 (2) 租税等の特別措置に関する事項 (3) 災害に伴う予算編成及び財政計画に関する事項 (5) 家屋等被害状況調査に関する事項
市民協働部	(1) 広聴及びコミュニティに関する事項 (2) 人権啓発に関する事項 (3) 同和対策に関する事項 (4) 男女共同参画に関する事項 (5) スポーツに関する事項(学校における体育に関するものを除く。) (6) 消費生活に関する事項 (7) 交通政策に関する事項 (8) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項 (9) 国民年金に関する事項 (10) 斎場に関する事項 (11) 地籍調査に関する事項 (12) 住居表示に関する事項	(1) 所管施設や日常業務の復旧、復興に関する事項 (2) 交通ネットワークの再編や総合調整に関する事項 (3) 遺体安置及び火葬に関する事項 (4) 市民活動および災害ボランティアに関する事項 (5) 地域コミュニティの再構築に関する事項
健康福祉部	(1) 保健衛生に関する事項 (2) 介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項 (3) 社会福祉に関する事項	(1) 所管施設や日常業務の復興、復旧に関する事項 (2) 社会福祉施設等の支援および復旧に関する事項 (3) 復旧・復興に係る生活支援制度に関する事項 (4) 保健衛生活動に関する事項 (5) 要配慮者対策に関する事項 (6) 福祉避難所の運営に関する事項 (7) 被災動物に関する事項
こども未来部	(1) 児童福祉に関する事項 (2) 子育て支援に関する事項 (3) 母子保健に関する事項	(1) 所管施設や日常業務の復旧、復興に関する事項 (2) 保健衛生活動に関する事項 (3) 保育園の再開に関する事項
環境部	(1) 環境保全に関する事項 (2) 墓地に関する事項 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する事項	(1) 所管施設や日常業務の復旧、復興に関する事項 (2) 災害廃棄物処理計画に関する事項 (3) 遺体の遺骨等に関する事項
商工観光部	(1) 産業振興の総合調整に関する事項 (2) 商業、工業及び観光に関する事項 (3) 競輪に関する事項	(1) 所管施設や日常業務の復旧、復興に関する事項 (2) 復興に向けた事業者等支援や雇用の促進に関する事項 (3) 救援物資に関する事項
農林水産部	(1) 農林水産業に関する事項 (2) 中山間地域の振興に関する事項 (3) 卸売市場に関する事項 (4) 競馬に関する事項	(1) 所管施設や日常業務の復旧、復興に関する事項 (2) 復興に向けた事業者等支援に関する事項

【各既存部】

部の名称	平常時の事務	復興時の事務
都市建設部	(1) 工事の検査及び技術管理に関する事項	(1) 所管施設や日常業務の復旧、復興に関する事項
	(2) 都市計画及び都市再開発に関する事項	(2) 復興計画に基づく土地利用規制等に関する事項
	(3) 都市景観に関する事項	(3) 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関する事項
	(4) 建築に関する事項	(4) 住宅等の再生に関する事項
	(5) 公園及び緑化に関する事項	(5) その他、復興に関する他部署の受託工事等に関する事項
	(6) 住宅に関する事項	
	(7) 道路及び橋梁に関する事項	
	(8) 河川及び都市下水道に関する事項	
会計管理者 上下水道局	会計事務に関する事項(地方自治法)	(1) 義援金に関する事項
	水道事業(水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例)	(1) 所管施設や事務の復興、復旧に関する事項
	下水道事業(水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例)	
	団地下水道事業(上下水道事業管理者に対する事務委任規則)	
消防局	農業集落排水事業(水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例)	
	国民の生命、身体及び財産を火災から保護する	(1) 所管施設や事務の復興、復旧に関する事項
	水火災又は地震等の災害を防除	
	災害による被害を軽減	
教育委員会	災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと(消防組織法)	
	教育の機会均等	(1) 所管事務の復興、復旧に関する事項
	教育水準の維持向上	(2) 被災児童及び生徒の支援に関する事項
議会事務局	地域の実情に応じた教育の振興(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	(3) 学校の再開に関する事項
	議会に関すること	(1) 臨時議会に関すること

※共通項: 平常時の事務の中で、復興期に関連する業務もあることから、「通常業務の復興に関すること」を共通項として位置づける。

第5編 事前復興まちづくり計画対象区域

事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインでは、面的整備等の復興まちづくり事業の実施を検討する必要性が高くなると想定される区域を、復興の検討区域として抽出するとされています。

本市においては、L2 津波の浸水想定区域が広大であることから、復興の検討区域としては、津波浸水区域を対象とします。

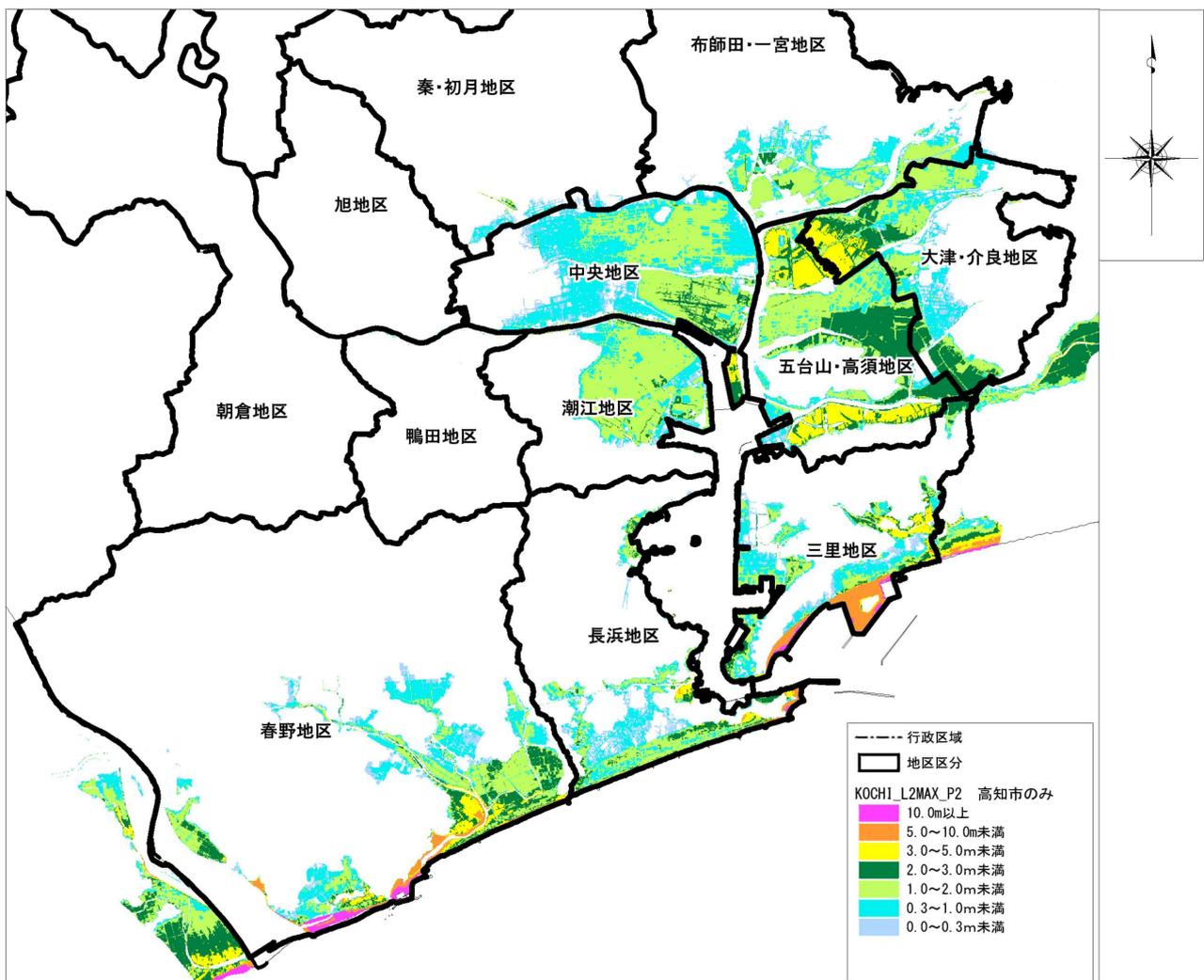
第 1 章 対象区域

(1) 事前復興まちづくり計画のための津波シミュレーション結果

高知県が令和 6 年 5 月に公表した事前復興まちづくり計画のための津波シミュレーション結果は、令和 13 年度に完成予定の三重防護など、L 1 対応の粘り強い施設整備によって、津波の低減効果を考慮した津波浸水区域を示すものです。

平成 24 年 12 月に公表したハザードマップでは、堤防等の評価が考慮されていない条件で浸水面積が 4,690ha となっており、今回の津波シミュレーション結果は、以下の図に示す約 23%減少した 3,610ha となっています。

図 津波シミュレーション



参考資料 最大クラスの津波による浸水想定のお考え方

【参考】最大クラスの津波による浸水想定のお考え方		
お考え方	従来の津波ハザードマップ 【H24浸水想定（公表）】	本市が使用する 新しい津波シミュレーション
条件	<p>堤防なし</p>	<p>堤防あり</p>

○従来の津波ハザードマップは、堤防等の構造物が「破壊する」条件で計算した津波浸水想定であり、**命を守る（逃げる体制整備）ハザードマップに使用するもの。**

○本市における事前復興まちづくり計画の検討のため使用する新しい津波シミュレーションは、最大クラスの地震・津波に対して堤防等の構造物が「破壊しない」と仮定した津波シミュレーション結果であり、三重防護など、耐震化される堤防等の整備効果を考慮している。

(2) 対象区域のお考え方と設定条件

事前復興まちづくり計画の対象区域について、①浸水深と②対象区域の範囲のお考え方を以下に示します。

①浸水深について

図 東日本大震災による被災現況調査結果について（第1次報告）平成23年8月-国土交通省

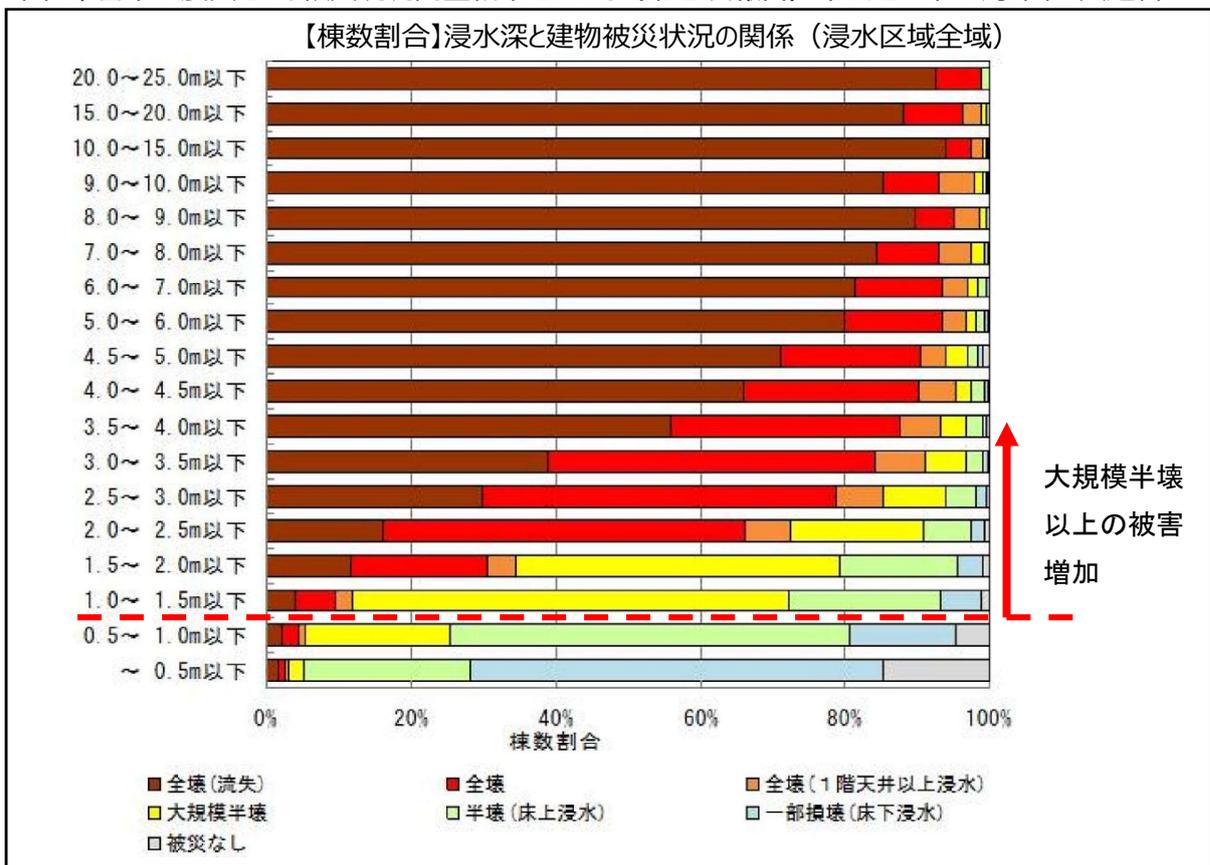


図 被害のイメージ(八王子市(大規模災害におけるり災証明書)HP)

	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊
被害のイメージ				
損害割合	50%以上	40%以上50%未満	20%以上40%未満	10%以上 20%未満

[まとめ]

- ・浸水深 2.0m を超えると全壊の割合が大幅に増加します。
 - ・浸水深 1.0m 以下では、全壊～大規模半壊の割合が大幅に減少し、建物の再使用可能な割合が上がっています。
- 津波の到達時間が全体的に遅く、津波遡上による建物等の被害が少なく、かつ面的な被害を受けないことが想定されます。

以上のことから、本市の地区別事前復興まちづくり計画の対象区域の選定条件としては、以下の 2 点を基に設定することとします。

②対象区域の範囲について

対象区域の範囲について、土地利用の観点から、都市計画マスタープラン上の大街区分を参考に河川や道路を境にすることや、地域コミュニティを考慮して、「町」単位で設定します。

〈対象区域の設定条件〉

- ・広い範囲で津波により面的に被災し、かつ都市基盤を整備することが必要となると想定される「浸水深 1.0m 以上の区域」で設定します。
- ・地形地物及び町で区域を設定します。

(3) 対象区域の選定

事前復興まちづくり計画の対象区域としては、前項の設定条件に基づき、P.67 の朱線で囲んだ区域を設定します。

対象区域は次の①～⑧の8地区を対象とし、以下の表に地区面積、対象区域面積、対象区域の割合、土地利用状況と主な被害想定などについて示します。

表 対象区域の概要

地区名	種別	地区面積 ※1 (ha)	対象区域面積 ※2 (ha)	対象区域の割合	最大浸水深	土地利用状況と主な被害想定
① 中央地区	内陸部	1,055.1	542.63	51.4%	3.0m～5.0m 未満	官公庁や業務関連施設が多く立地し、中心部の商業地を囲むように住宅地が広がっています。 ○津波により浸水は想定されるが、浸水深が浅く、中高層の建築物が比較的多く被害が少ないと想定されます。
② 潮江地区	内陸部	851.4	361.12	42.4%	2.0m～3.0m 未満	主に住居系の土地利用だが、高知港周辺は工業系、国道56号線沿道では商業系の土地利用となっています。 ○津波により浸水はするものの、浸水深が浅く、大規模な家屋の被害が少ないと想定されます。
③ 長浜地区	沿岸部	1,391.0	286.3	20.6%	10.0m以上	主に住居系の土地利用だが、長浜産業団地をはじめとする、工業系の土地利用もされている。浦戸湾近くでは、古くからの漁港も存在します。 ○津波によって、大規模な家屋の被害が多く発生する可能性があります。
④ 三里地区	沿岸部	886.2	458.63	51.8%	10.0m以上	高知新港を有し、造船業や流通業などの工業施設が立地しています。 ○津波によって、大規模な家屋の被害が多く発生する可能性があります。
⑤ 春野地区	沿岸部	4,494.0	492.91	11.0%	10.0m以上	一級河川の仁淀川に面し、農用地が広く、その環境を生活基盤とする住宅地が立地しています。 ○津波によって、大規模な家屋の被害が多く発生する可能性があります。 ○低い土地にある、農用地では津波の影響による塩害が想定されます。
⑥ 五台山・高須地区	内陸部	926.3	572.54	61.8%	3.0m～5.0m 未満	大部分が農業地帯となっており、幹線道路沿いには、新興住宅地が広がる。下田川河口部には燃料備蓄施設が存在しています。 ○木造密集地域では大規模な家屋の被害が多く発生する可能性があります。 ○低い土地にある、農用地では津波の影響による塩害が想定されます。
⑦ 大津・介良地区	内陸部	1,007.5	358.97	35.6%	3.0m～5.0m 未満	農用地や大津バイパス沿道では食品団地などの工業系、商業系の立地が進んでいます。周辺部では、住宅団地も多くみられます。 ○津波により浸水はするものの、浸水深が浅く、大規模な家屋の被害が少ないと想定されます。 ○低い土地にある、農用地では津波の影響による塩害が想定されます。
⑧ 布師田・一宮地区	内陸部	1,468.8 (都市計画区域外を除く)	250.99	17.1%	2.0m～3.0m 未満	機械系の工業団地が立地し、県道北環状線沿いには沿道サービス施設の立地が進んでいます。 ○津波により浸水はするものの、浸水深が浅く、大規模な家屋の被害が少ないと想定されます。 ○低い土地にある、農用地では津波の影響による塩害が想定されます。

※1 地区面積：都市計画マスタープランに記載されている大街の面積（市街化調整区域を含む）

※2 対象区域面積：P.67の朱線で囲んだ区域

対象区域は沿岸部では長浜地区，三里地区，春野地区があり内陸部では中央地区，潮江地区，五台山・高須地区，大津・介良地区，布師田・一宮地区となります。

沿岸部の特徴としては，南側のほぼ全域が太平洋に面しており，比較的津波の到達時間が早いことが想定されています。海岸から背後地には居住地が広がり，物流・交流，医療の拠点となる高知新港や高知医療センターや，景勝地として有名な桂浜など観光拠点も存在しています。また，豊かな自然を生かし，田園やハウス栽培などが盛んに行われています。

内陸部の特徴としては，浦戸湾へと続く鏡川，久万川などの河川が存在し，津波の遡上により，市中央部では 3.0m～5.0m 未満の津波が想定されています。中心市街地には，行政機能や金融施設などの都市機能が集積し，産業・商業の拠点となっています。その周辺には住居系の用途が広がり，多くの市民が生活をおくっています。

図 浸水想定区域及び対象区域

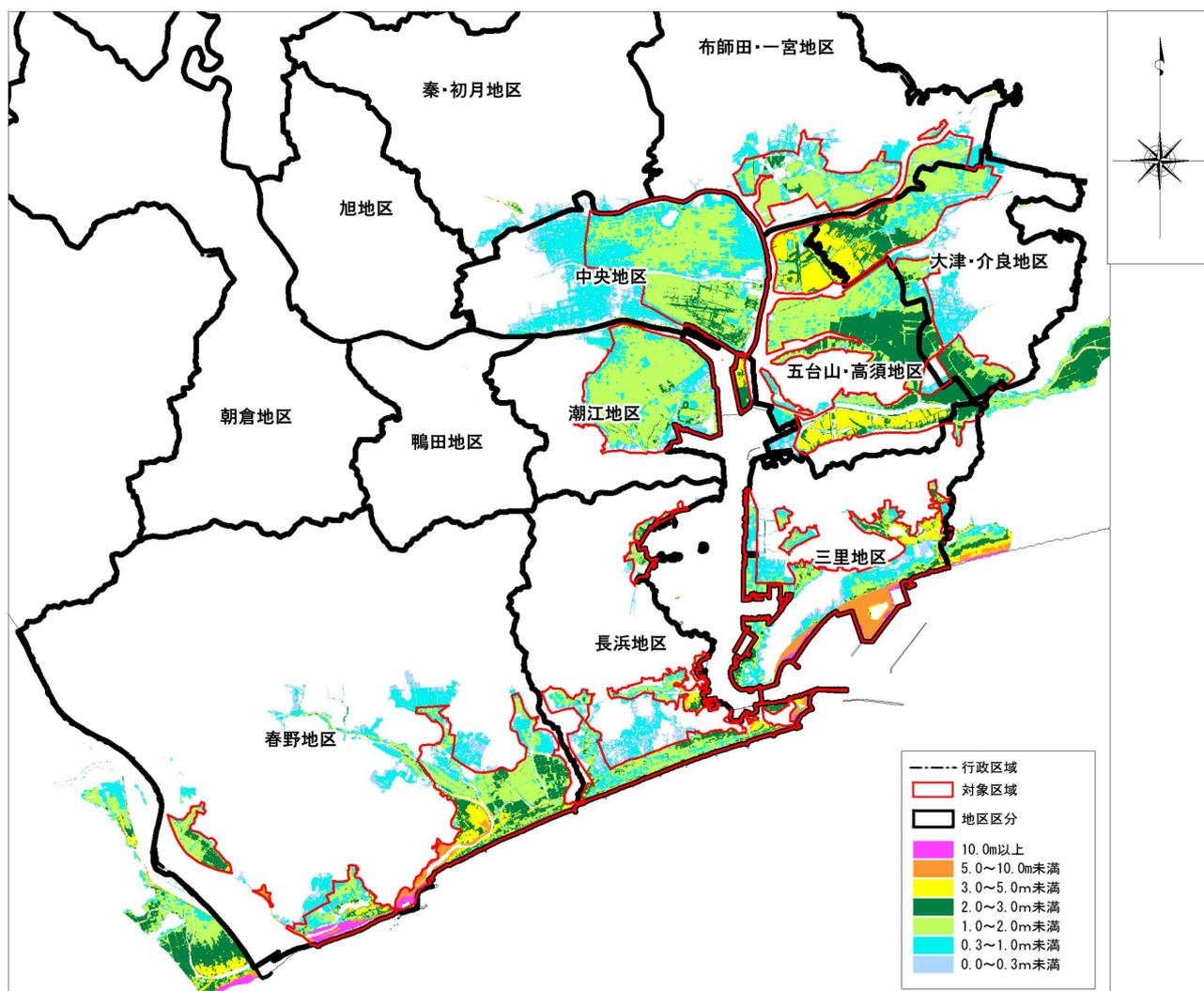


表 事前復興まちづくり計画 対象区域 各種面積

大街名	大街面積	津波全体面積	計画対象区域面積
中央地区	1,055.1ha	687.79ha	542.63ha
潮江地区	851.4ha	351.74ha	361.12ha
長浜地区	1,391.0ha	309.12ha	286.30ha
三里地区	886.2ha	364.27ha	458.63ha
春野地区	4,494.0ha	584.34ha	492.91ha
五台山・高須地区	926.3ha	553.98ha	572.54ha
大津・介良地区	1,007.5ha	426.91ha	358.97ha
布師田・一宮地区	1,468.8ha (2,301.0ha)	275.20ha	250.99ha
秦・初月地区	1,539.3ha (1,849.0ha)	30.48ha	0.00ha
その他	3,185.4ha (16,166.5ha)	3.05ha	0.00ha
合計	16,805.0ha (30,928.0ha)	3,586.88ha	3,324.08ha

※()は、都市計画区域外を含む面積。

第 6 編 復興事前準備

第6編

復興事前準備

「復興事前準備」では、第3編「復興方針」に示した目指すべき姿と基本理念を念頭に、復興に向けた業務を迅速かつ着実に実現するため、「復興手順別の事前準備」、「復興目標の実現に向けた取組み」を整理します。

第1章 復興手順別の事前準備

復興手順別の事前準備では、復興に向けた業務を迅速かつ着実に実現するために、復興手順書を中心として、事前に準備しておくべきことを整理します。

1.復興に関連する応急対応 施策1：被災状況等の把握

業務内容	事前準備
(1) 応急対応のための調査	<ul style="list-style-type: none">・情報共有のための連絡体制を構築しておく。・防災訓練等により緊急時の初期対応について職員教育を行う。
(2) 二次的被害の拡大防止に関する調査	<ul style="list-style-type: none">・受援による判定活動となるため、宿泊場所等の想定及び必要資機材の確保。 (応急危険度判定実施本部の設置は高知市被災建築物応急危険度判定震前実施計画による)・高知県主催の被災建築物応急危険度判定に関する連絡会や訓練への参加。・被災宅地危険度判定業務実施マニュアル等の実効性を確保するための机上訓練の実施。
(3) 法制度の適用に関する調査	<ul style="list-style-type: none">・早期復興を目指すために迅速かつ効率的に調査が実施できるよう、優先順位や調査体制を準備・検討する。・各所管施設の点検、施設台帳の整備、現地調査時の写真撮影方法、報告様式の作成をしておく。
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	<ul style="list-style-type: none">・関係各課との調査内容や調査対象の確認し、効果的に意向把握できるよう、調査の内容、手段等を検討する。・災害発生前に被害調査時の流れを確認しておき、調査器具や資機材を準備する。

2.計画的復興への条件整備 施策1：復興体制の整備

業務内容	事前準備
(1) 復興組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・本部の枠組み（設置場所、組織、本部員の人選等）を確認し、復興本部設置条例（案）を策定しておく。・市における復興対策を進める上での根拠として、復興対策の基本理念や考え方、復興本部の設置に係る事項、生活等の復興に係る事項などを示す復興条例について検討する。
(2) 復興本部等の運営	<ul style="list-style-type: none">・復興対策を推進する場合に連携が必要な県や市町村の担当部署や担当者を確認する。・周辺市町村との連携については、相互応援協定を締結している団体だけではなく、広域市町村圏に属する自治体間の連携や広域市町村圏間の連携を図るなど、周辺市町村との連携強化を図る。

2.計画的復興への条件整備 施策2：復興計画の作成

業務内容	事前準備
(1) 復興計画の策定体制	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画を作成する際に学識経験者等で構成される委員会の設置について検討する。 ・委員会を設置する場合は、委員会の構成人数、委員となる学識経験者の分野及び候補者、委員会での検討内容等について検討する。また、委員会の設置に係る条例の制定が必要な場合は、条例（案）についても検討する。
(2) 復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の復旧・復興の方向や方針を決定する基準を検討し、復興地区区分についても検討する。 ・事前復興まちづくり計画を策定する。

2.計画的復興への条件整備 施策3：広報・相談対応の実施

業務内容	事前準備
(1) 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・広報物の作成については、全国的レベルで対応可能な事業者等との協定を行う。合わせて、印刷物の配布体制について、既存の地域団体や郵便局等の民間団体などと検討を行う。 ・マスコミ等のメディアと必要な協定を結ぶとともに、個々のメディアの特性に応じた情報提供方法・内容について検討を行い、また定期的な情報提供訓練を実施する。
(2) 相談・各種申請の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請等の受付を被災者等の負担を軽減しつつ、効率的に実施するため、申請に必要な手続き・書類等の簡素化、相談体制等について、関係部署と検討する。

2.計画的復興への条件整備 施策4：金融・財政面の措置

業務内容	事前準備
(1) 金融・財政面の緊急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・相談所では、高知市が実施する施策だけでなく、県や国、関係機関が実施する施策に関する相談も数多く発生するため、県や国等との連携方法等を定めておく。
(2) 復興財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後速やかに復興事業の予算編成に着手できるよう、大規模災害時に活用できる補助事業や起債等、各種の財政措置に関する知識を平時から深めておく。
(3) 復興基金の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・災害からの復興において、既存の復興施策を補完し、被災者の救済及び自立支援のために、また、被災地域の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるために南海地震等災害復興基金復興基金を活用する。 ・復興基金を活用し機動的・弾力的な施策を実行していくとともに、同時に復興基金の目的・活用方法等を明確に定めることが必要である。

3.すまいと暮らしの再建 施策1：緊急の住宅確保

業務内容	事前準備
(1) 一時提供住宅の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅等の空家状況を把握し、関係機関と空家情報を共有化する。 ・入居者の選定基準以外に、優先順位を検討する。
(2) 応急的な住宅の供給計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設候補地となる公有地の掘り起こしや、民有地活用のための情報把握及び精査を行う。 ・広域での応急仮設住宅の供給を検討する。(他市町村との協議) ・県が毎年実施している応急仮設住宅の供給に関する訓練への参加。 ・応急仮設住宅入居マニュアル案の作成及び精査。
(3) 応急仮設住宅の建設	
(4) 入居者の募集・選定と入居後のサポート	
(5) 利用の長期化・解消への措置	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産業者に対する高知市被災者向けセーフティネット住宅家賃低廉化事業の周知。

3.すまいと暮らしの再建 施策2：恒久住宅の供給・再建

業務内容	事前準備
(1) 住宅供給に関する基本計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的な住宅の必要戸数を算出するため、震災直後における住宅被害戸数の概要把握方法や公営住宅等の被災状況調査の調査票案を作成する。 ・住宅の入居要件の設定にあたり、グループ単位での募集など従前のコミュニティの維持方法、家賃低廉化対策等を検討。
(2) 公営住宅の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅入居マニュアル案の検討。 ・不動産業者に対する高知市被災者向けセーフティネット住宅家賃低廉化事業の周知。
(3) その他各種対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防災査察や違反建築防止週間に合わせて、違反建築の防止のための啓発活動などを行い、建築物の安全性向上の必要性を広報していく。

3.すまいと暮らしの再建 施策3：雇用の維持・確保

業務内容	事前準備
(1) 雇用状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用状況調査（ヒアリング調査及びアンケート調査）を行う際のサンプリング方法について、事前に検討し、調査方針を定めておく。
(2) 雇用の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の災害時の支援制度についての周知及び理解の促進。 ・事務処理方法についてマニュアル化する。
(3) 離職者の生活・再就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・復興期には雇用保険制度等の施策について知識が乏しい離職者が多数発生すると考えられる。従って、離職者に対して離職者支援制度の迅速かつ的確に周知することが必要であり、そのための体制等についてあらかじめ検討し整備しておく。

3.すまいと暮らしの再建 施策4：被災者への経済的支援

業務内容	事前準備
(1) 給付金等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金等の円滑な支給のため、被災者の状況等についての情報の共有化及び連絡・連携体制に関する近隣自治体間での事前協議。 ・迅速な支給が行えるように、想定される被害状況に対して適切な支給方法を検討しておく。 ・被災者からの問合せが殺到することが想定されるため、事前に広報などの周知方法について検討する。
(2) 各種減免猶予等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受付での手続きやルール、人員体制を定めておくなど、事前に受付体制を検討する。 ・被災者からの問合せが殺到することが想定されるため、事前に広報などの周知方法について検討する。
(3) 義援金	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時における義援金取扱マニュアル（平成29年12月5日作成）」、「高知市災害義援金配分委員会設置要綱（平成26年8月1日作成）」の見直し。 ・義援金配分要綱の基礎資料の収集及び適切な配分ルールの検討。（被災地全体で統一的なものでなければならない）

3.すまいと暮らしの再建 施策5：公的サービス等の回復

業務内容	事前準備
(1) 公共施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況調査、災害査定等の手続きについて理解し、想定される業務を把握しておく。 ・災害復旧の手順を平時から確認しておく。 ・各所管施設の点検・整備。 ・災害査定に係る測量及び設計書作成を行うことのできる技術職員の確保。（研修等）
(2) 医療・保健対策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定体制や保健医療専門職について関係課と合意形成しておく。 ・復旧・復興期に想定される健康被害予防のため保健活動媒体を事前に作成。健康教育として市民への周知啓発。
(3) 福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉需要動向等の継続的な調査・把握体制を構築しておく。協力団体を把握し連絡システムを定める。 ・施設の復旧や新設に係る国や県の補助金等を把握する。
(4) メンタルヘルスケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・こころのケアに関する知識や技術の向上、心のケアサポーターの養成などにより、こころのケアに対する体制の整備を行う。
(5) 学校の再開	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の優先的な再建事業の実施についての関係部局・関係機関等との事前協定。 ・代替施設として、民間施設の利用に関し、施設管理者との事前協議及び協力依頼。
(6) ボランティアとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時に速やかに、かつ、より有効に災害VCが機能するよう、設置場所、運営体制、必要な資器材、費用負担等について日頃から市社協と協議を行っていく。

4.安全な地域づくり 施策1：公共土木施設等の災害復旧

業務内容	事前準備
(1) 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況調査，災害査定等の手続きについて理解し，想定される業務を把握しておく。 ・災害復旧の手順を平時から確認しておく。 ・各所管施設の点検・整備。 ・災害査定に係る測量及び設計書作成を行うことのできる技術職員の確保。（研修等）
(2) 山地災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・日常のパトロールなどによる施設の点検。
(3) 洪水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・河川特性・環境特性の把握。 ・給油・試運転等のメンテナンス。
(4) 津波・高潮対策	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設及び漁港施設の点検を確実にを行い，機能の保全に努める。 ・潮害防備保安林の管理を適切に行い，機能の保全に努めるとともに，植栽密度の薄い箇所へ植栽を行い，機能の回復を図る。
(5) 防災活動体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな自主防災組織の結成を促進するとともに，研修会や訓練を通じて防災力の向上を図る。

4.安全な地域づくり 施策2：安全な市街地・公共施設整備

業務内容	事前準備
(1) 基盤未整備地域の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な法手続き等に必要となる各種図面・基礎調査資料等の準備。 ・円滑に建築制限を実施するための連携体制や法手続き等について確認。
(2) 被災宅地・公共施設の移転・嵩上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の移転にあたっては，都市再生特別措置法改正により創設した防災移転支援計画（居住誘導区域等権利設定等促進計画）制度の活用を検討する。

4.安全な地域づくり 施策3：都市基盤施設の復興

業務内容	事前準備
(1) 道路・交通基盤の復興	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路や緊急輸送路確保のために橋梁の耐震化や崩土の防止等必要な施設の整備を実施する。 ・復旧・復興に関する法律や補助事業等について事前に調査及び抽出し，事業実施のために必要な手順を明確にしておく。
(2) 物流基地・港湾の復興	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有のための連絡体制の構築。 ・復旧・復興に関する法律や補助事業等について事前に調査及び抽出し，事業実施のために必要な手順を明確にしておく。
(3) 公園・緑地等の復興	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地の新規整備を行う場合は，公園の特性に応じた防災設備の整備を行う。 ・既存の防災設備の点検を行う。
(4) ライフライン施設の復興	<ul style="list-style-type: none"> ・被災後の復興計画策定時は，インフラに関する基礎データが必要となるため，施設台帳や管路台帳の整備状況を確認し，不足している場合は追加又は充実を図る。

4.安全な地域づくり 施策4：文化の再生

業務内容	事前準備
(1) 文化財等への対応	<ul style="list-style-type: none">・文化財巡視・点検による，対象文化財の把握。・市が所有する資料等の復旧に関し，関係施設館等へ調査協力を依頼するための事前協議。
(2) スポーツの復興	<ul style="list-style-type: none">・スポーツ施設の点検・整備を行っておく。(スポーツ施設の復興)・地元スポーツチームとの連携強化。(活動再開支援)
(3) 災害記憶の継承	<ul style="list-style-type: none">・災害時の混乱した状況では，貴重なデータや資料の紛失や散逸が考えられるため，貴重なデータや資料の整理・保管等についての体制を構築しておく。

5.産業・経済復興 施策1：情報収集・提供・相談

業務内容	事前準備
(1) 資金需要の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、商工業・農林漁業団体等との連携を強化しておくとともに、事前に収集・整理・共有できる情報は整備しておく。 ・情報提供方策(利用媒体・情報項目・内容等)の事前検討，体制づくり。
(2) 各種融資制度の周知・経営相談	<ul style="list-style-type: none"> ・新規制度や個別に実施している貸付制度等に関して、都道府県、市町村の担当者は情報交換を行い、災害発生時に経営者等に対して迅速な事業内容の周知ができるようにしておく。
(3) 物流の安定・取引等のあつ旋等	<ul style="list-style-type: none"> ・物流の安定に向けた情報の収集・提供のため、緊急物資輸送ルートに関する業界団体等との事前協議を実施する。 ・運搬のための手段(車両、船舶等)の確保に関する業界団体等との事前協定等の締結。

5.産業・経済復興 施策2：中小企業の再建

業務内容	事前準備
(1) 再建資金の貸付等	<ul style="list-style-type: none"> ・要請する様式を事前に作っておく。
(2) 事業の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・共同仮設工場・店舗等を設置する団体に対して指導を行う支援チームの編成及びその活動内容等に関する事前検討。
(3) 観光振興	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートなどを通じて、観光客が本市のどのような部分について魅力を感じているか等を平時から把握しておく。

5.産業・経済復興 施策3：農林漁業の再建

業務内容	事前準備
(1) 再建資金の貸付等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、農林漁業団体等との連携を強化しておくとともに、事前に収集・整理・共有できる情報は整備しておく。
(2) 農林漁業基盤等の再建	<ul style="list-style-type: none"> ・災害分類別に各種作物の生育ステージに応じた対応策の情報を遅滞なく農業者に提供できるよう、農業技術資料等の整備をしておく。

第2章 復興目標の実現に向けた取組み

(1)各種基礎データの整理

住民に関するデータや都市基盤の状況など、復旧・復興に必要となるデータの追加・更新等を継続的に行い、整理します。

また、復興に不可欠な土地の境界情報を把握するため、地籍調査の早期完了に取り組めます。

(2)復興訓練によるスキルアップ

平時から職員に向けた復興訓練（手順書の習熟、復興イメージトレーニング）を実施し、復興に関する意識及び知識の向上につなげるとともに、庁内組織の連携強化を図ります。

また、住民との復興訓練を通して、復興イメージを共有し、復興事前準備への取組みを推進していきます。

(3)ライフライン確保のための対策

被災後の暮らしの再建において、ライフラインの復旧は重要であることから、被害を最小限とするために、上下水道管の耐震化など事前の対策を実施していきます。

(4)受援(対口支援とリエゾン)体制等の検討・整備

本市では受援計画を策定しており、災害時の受援体制が最も重要です。

「令和6年能登半島地震」では、対口支援やリエゾンの実績があり、今後の復興に向けてこれらの体制等を検討、整備していきます。

用語集

■ア行

インフラ	インフラ (infrastructure) とは、人々の社会生活を支える基盤となる施設や設備のことを言います。
SDGs	S D G s (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略) とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2016 年から 2030 年までの国際目標です。
おきやく	高知では、宴会のことを「おきやく」と言います。 土佐の「おきやく」は、高知の街を会場にした大きな宴会のようなお祭りです。

■カ行

街路市	街路市は、「日曜日」、「火曜日」、「木曜日」、「金曜日」があります。日曜市は、高知城の追手門からまっすぐ東に延びる追手筋で行われ、路上で開かれる市 (いち) としては日本最大級の規模を誇ります。火曜市は、高知市の中心部を東西に走る電車通り、その上町 4 丁目から一つ南に入った通りで水路に戸板を渡しての出店です。木曜市は、高知市を東西に走る電車通りと高知県庁からの南北道が交差する「県庁前」で行われています。金曜市は愛宕商店街の南北の通りを北へ向かうと、前方を東西に横切る J R の高架下で行われています。
仮設住宅	仮設住宅の正式名称は、応急仮設住宅といい、災害救助法を根拠法として災害に際して応急的に必要な援助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的として供与する住宅です。新たに建設する住宅 (プレハブ等) や民間の賃貸住宅等の借り上げによって被災者に提供する住宅 (みなし仮設) の 2 種類が存在します。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条に基づき、関係市町村長の意見をきいて、都道府県知事が指定した区域です。 [1]崩壊するおそれのある急傾斜地 (傾斜度が 30 度以上の土地をいう。以下同じ。) で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの。 [2][1]に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。
業務継続計画 (BCP)	事業継続計画 (B C P) とは、「災害時に重要業務が中断しない」または、「重要業務が中断したとしても目標時間内に再開する」計画のことです。
建築制限	ここでいう建築制限は、被災時の建築制限を指し、建築基準法第 84 条を根拠として「特定行政庁は、市街地に災害のあつた場合において都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認めるときは、区域を指定し、災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止」することができます。

■サ行

災害援護資金	災害弔慰金の支給等に関する法律を根拠法として、県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害を対象に、負傷又は住居、家財に被害を受けた者に一定条件の元災害救護資金として貸付を行う制度です。
災害危険区域	建築基準法第39条を根拠として、「地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定」する区域を言います。
災害公営住宅	公営住宅法または激甚災害に対処するための特別の財政救助等に関する法律を根拠法とし、災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、地方公共団体が国の助成を受けて整備する低廉な家賃の公営住宅です。
三重防護(事業)	三重防護とは、南海トラフ巨大地震による津波に備えて、津波の勢いを3段階で弱める仕組みで、高知市内への津波の侵入を防ぎ被害を軽減させるものです。3段階のうち「第1ラインは沖合の防波堤で津波の力を抑え」、「第2ラインは湾の入り口の防潮堤で市内への津波の侵入を阻止して高さを低くし」、「第3ラインは、湾の内側の護岸をかさ上げすることで市街地への浸水を防ぐ」ための事業です。
市街化区域	都市計画法第7条を根拠として「すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」とし、都市計画法の地域地区（用途地域）等に従って、建築物等を建築するなど市街化を図る区域です。
市街化調整区域	都市計画法第7条を根拠として「市街化を抑制すべき区域」とし、農業振興整備法、森林法などの他法と相まって、一定条件以外の建築・開発行為を制限する区域です。
市街地開発事業	一般的に都市計画法第12条を根拠とする都市計画決定等を行い実施する事業で、先に示した土地区画整理事業などが代表的な事業です。
自主防災組織	自主防災組織とは、「地域において住民が協力・連携して自主防災活動を行うために、学区や町内会活動区域などを単位として、その地域住民で結成する組織」です。
自立・分散型エネルギーシステム	自立分散型エネルギーシステムとは、各々の需要家に必要な電力を賄える小さな発電設備を分散配置し、系統電力と効率的に組み合わせたものを言います。
浸水想定区域	水防法を根拠法として、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域があり、それぞれ降雨や高潮によって、河川・海岸等の氾濫によって浸水することが想定される区域を指定するもの。ハザードマップによって、市民に情報提供を促しています。

■タ行

対口支援	大規模災害で被災した自治体と支援側の自治体がパートナーとなり、復興における各種支援をするための手法です。
タイムライン	災害に関する用語で、タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。防災行動計画とも言います。
多重防御	東日本大震災の津波を教訓に、多重防御とは、「人の命が第一」、「災害に上限はない」という考えのもと、「減災」の視点に立ち、最大クラスの津波を対象に「逃げる」ことを前提として、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波災害に強い地域づくりを目指し、津波防災地域づくりに関する法律も成立しました。
多数の者が利用する建築物	耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、社会福祉施設、賃貸共同住宅、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上の建築物を言います。
地域共生社会	地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。
地域特性	海に面した地か内地地かどうかといったような地理・地形のなどの特徴
都市計画区域	都市計画法第 5 条を根拠とし、「都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」を指定するものです。
土地区画整理事業	土地区画整理事業とは、地権者の公平な負担を基に、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。

■ナ行

南海トラフ地震	南海トラフ地震とは、「駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域」において、発生することが予想されている地震です。
二線堤	本堤背後の堤内地に築造される堤防のことをいい、控え堤、二番堤ともいわれます。万一、本堤が破堤した場合に、洪水氾濫の拡大を防ぎ被害を最小限にとどめる役割を果たすものを言います。

■ハ行

BRT	BRT (Bus Rapid Transit) は、連節バス、PTPS (公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムを言います。
ビルド・バック・ベター	日本語訳は「よりよい復興」です。災害の発生後の復興段階において、次の災害発生に備えて、より災害に対して、強靱な地域づくりを行うという考え方です。
防災集団移転促進事業	防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律を根拠法とし、「災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し、事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転促進事業の円滑な推進を図る」事業です。
防災道路	一般的に、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路を言います。

■ヤ行

U I J ターン	U I J ターンとは、3つの人口移動の現象の総称です。「U ターン現象は、地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。」「J ターン現象は、地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。」「I ターン現象は地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。」を言います。
-----------	--

■ラ行

ライフライン	ライフラインとは、「電気・ガス・水道などの公共設備、電話・インターネットなどの通信設備、物品・人の移動に用いる物流や公共交通機関」など、人々が日常生活を送る上で必須となる設備を言います。
流域治水	河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域と捉え、その流域の関係者全員が協働して「氾濫を未然に防止、または氾濫量を軽減する対策」、「居住の安全を確保する対策」、「避難時の安全を確保する対策を総合的かつ多層的に取り組む」ことを言います。
リエゾン	リエゾンとは、災害対策現地情報連絡員であり、地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害の発生時に被災自治体へ国土交通省職員を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行うものである。
6次産業	6次産業(ろくじさんぎょう)とは、農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を言います。

■ワ行

ワークショップ	参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会などを指す言葉で、市民参加型でまちづくりを計画する際に、実施しています。
---------	--